

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の
適正処理の手引き

令和3年6月

川 崎 市

はじめに

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、熱に対する安定性や電気絶縁特性にすぐれているため、昭和 28 年頃から製造され、変圧器、コンデンサーなどに多く使用されてきました。

しかし、昭和 43 年に発生した、PCB を原因としたカネミ油症事件を契機に、PCB による環境汚染が大きな社会問題となり、昭和 47 年に製造が中止され、使用についても制限されています。

廃 PCB 等、PCB 汚染物及び PCB 処理物（以下、「PCB 廃棄物」という。）の確実かつ適正な処理を推進するため、平成 13 年 6 月 22 日に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下、「PCB 特別措置法」という。）及び「環境事業団法の一部を改正する法律」が公布され、前者は同年 7 月 15 日から、後者は公布の日から施行されました。現在、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（平成 16 年 3 月まで環境事業団）が PCB 廃棄物の処理を順次行っておりますが、保管事業者は、処理が終わるまで廃棄物処理法による特別管理産業廃棄物として引き続き適正な保管に努める必要があります。

この手引きは、PCB 廃棄物及び PCB 使用電気機器等の保管・管理等に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）及び PCB 特別措置法の規定と、実際の取扱い要領を示してあります。この手引きを参考にして、処分が終了するまで PCB 廃棄物等の不用意な取扱いによる環境汚染を引き起こさないよう、適正な保管・管理に向けた取組みをお願いします。

PCB をめぐる最近の動向

- * 平成 13 年 7 月、「PCB 特別措置法」が施行され、PCB 処理に向けた本格的な取組みが開始。
- * 平成 15 年 12 月、変圧器等重電機器中の絶縁油から PCB の微量混入事例が確認されたこと等について、低濃度 PCB 汚染物対策検討委員会による検討が始まる。
- * 平成 16 年 5 月、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）が発効。
- * 平成 17 年 1 月、東京 PCB 処理事業の処理施設である日本環境安全事業株式会社（JESCO）東京事業所が操業を開始。
- * 平成 21 年 1 月、環境省から「微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理に関するガイドラインー焼却処理編ー」、「微量 PCB 汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン」を公表。
- * 平成 22 年 1 月、環境省から「絶縁油中の微量 PCB に関する簡易測定法マニュアル」が公表。
- * 平成 22 年 6 月、廃棄物処理法に基づき、初めて微量 PCB 汚染廃電気機器等の無害化処理に係る大臣認定が行われる。
- * 平成 23 年 8 月、環境省から「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」、「微量 PCB 汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン」改訂版を公表。
- * 平成 24 年 6 月、環境省から「微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理に関するガイドラインー焼却処理編ー」改訂版を公表。
- * 平成 24 年 8 月、「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」及び「微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等」の一部を改正する告示が公布及び施行され、無害化処理認定制度に基づき処理できる PCB 廃棄物の対象が拡大される。
- * 平成 24 年 12 月、「PCB 特別措置法施行令」が改正され、PCB 廃棄物の処分期間が平成 39 年 3 月 31 日まで延長される。
- * 平成 25 年 6 月、環境省から「低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」を公表。
- * 平成 26 年 6 月、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」を改定し、高濃度 PCB 廃棄物について計画的処理完了期限を設定し、期限内の処分を義務付け。
- * 平成 28 年 7 月、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」を改定し、高濃度 PCB 廃棄物について計画的処理完了期限よりも前倒した処分期間を設定し、この処分期間内に高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品を処分もしくは廃棄すること等を義務付け。
- * 平成 28 年 8 月、改正「PCB 特別措置法」が施行され、定義の追加、高濃度 PCB 廃棄物に係る措置の追加、高濃度 PCB 使用製品に係る措置の追加、報告徴収・立入検査の権限が強化された。
- * 令和元年 12 月、関連法令及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」を改定し、PCB 汚染物等の処理基準が変更された。

目 次

1	PCB とは	・・・	1
2	PCB 廃棄物の処分期間	・・・	2
3	PCB 廃棄物の判別方法	・・・	3
4	廃棄物処理法の概要	・・・	5
5	PCB 特別措置法の概要	・・・	7
6	保管の義務	・・・	10
7	処理委託	・・・	13
8	特別管理産業廃棄物管理責任者の設置	・・・	18
9	PCB 廃棄物収集・運搬ガイドラインの概要	・・・	19
10	毎年の届出と保管（使用）状況等の変更に伴う諸手続きについて	・・・	20

様 式 集

1	PCB 特別措置法に基づく様式		
	・ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）（様式第一号（一））	・・・	26
	・ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管の場所等の変更届出書（様式第二号）	・・・	31
	・高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管場所の変更確認申請書（様式第三号）	・・・	33
	・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書（様式第四号）	・・・	35
	・高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出書（様式第五号）	・・・	37
	・高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出事項の変更届出書（様式第六号）	・・・	39
	・承継届出書（様式第七号）	・・・	40
	・譲受け届出書（様式第八号）	・・・	45
2	川崎市の様式		
	・PCB 廃棄物等の保管の場所等の移動計画書（要綱様式第1号）	・・・	49
	・譲受け計画書（要綱様式第4号）	・・・	50
	・PCB 廃棄物等届出状況変更報告（要綱様式第5号）	・・・	51
	・特別管理産業廃棄物管理責任者設置等報告書（様式第25号）	・・・	52

参考事項

毎年度の届出（様式第一号（一））の記入要領	・・・	54
毎年度の届出（様式第一号（一））の記入例	・・・	65
PCB 廃棄物等の保管の場所等の移動計画書（要綱様式第1号）の記入例	・・・	71
ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管の場所等の変更届出書（様式第二号）の記入例	・・・	72
罰則	・・・	74
問い合わせ先	・・・	75

1 PCBとは

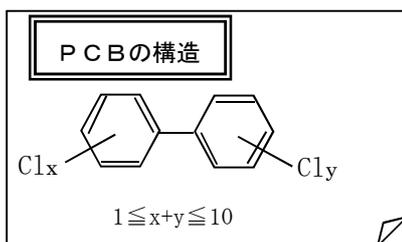
PCBとは、ビフェニル骨格が1個から10個の塩素で置換されたものの総称です。塩素の置換の数や位置の違いにより、理論的に209種類の異性体が存在します。

PCBは水にきわめて溶けにくく、沸点が高いなど物理的な性質を有する主に油状の物質です。

また、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で使用されていました。

PCBが大きく取り上げられる契機となった事件として、昭和43年のカネミ油症事件があります。この事件では、食用油中にPCBが混入したことが原因で、西日本を中心に広域にわたって食中毒が発生し社会的問題になりました。

また、PCBの異性体の中で、平面状構造を持った異性体（コプラナーPCB）は特に毒性が強く、ダイオキシン類の一つとされています。



PCBの主な用途

用途		製品例・使用場所
絶縁油	変圧器用	ビル・病院・鉄道車両・船舶等の変圧器
	コンデンサー用	直流用コンデンサー、蓄電用コンデンサー、蛍光灯の安定器、白黒テレビ・電子レンジ等の家電用コンデンサー
熱媒体		各種化学工業・食品工業等の諸工業における加熱と冷却、船舶の燃料油予熱、集中暖房、パネルヒーター
潤滑油		高温用潤滑油、油圧オイル、真空ポンプ油、切削油、極圧添加剤
可塑剤	絶縁用	電線の被覆・絶縁テープ
	難燃用	ポリエステル樹脂、ポリエチレン樹脂
	その他	ニス、ワックス・アスファルトに混合
感圧複写紙塗料・印刷インキ		ノンカーボン紙（溶媒）、電子式複写紙、印刷インキ、難燃性塗料、耐食性塗料、耐薬品性塗料、耐水性塗料
その他		紙等のコーティング、自動車のシーラント、陶器ガラス器の彩色、農薬の効力延長剤、石油添加剤



現在ではPCBの製造は中止され、PCBを含む各種製品の使用も制限されています。PCBを閉鎖系で絶縁油として使用する変圧器、コンデンサーは、例外的に使用が認められていますが、移設しての使用は禁止されており、かつ、故障しても修理できません。また、平成14年には、PCBの製造が中止された後に製造された変圧器等の重電機器中の絶縁油に微量のPCBが含まれている事例が確認されました。

PCBを含む廃棄物については、廃棄物処理法で特別管理産業廃棄物に指定され、その保管等について厳しい基準が定められている上、PCB特別措置法により各種の届出や期限内処分等に関する事項が規定されています。

PCBを含む廃棄物を保管している場合又は保管することになった場合には、その量、保管状況等を正確に把握し、処分が終了するまで廃棄物処理法及びPCB特別措置法に従って適正な管理を行ってください。

2 PCB廃棄物の処分期間

PCB廃棄物は、次表に示す期間内に適正に処分しなければなりません。処分期間を過ぎた場合、事実上処分することができなくなります。

処分期間

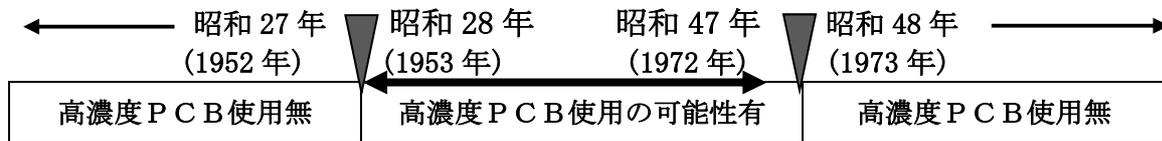
濃度区分	PCB廃棄物の種類	処分先	処分期間
高濃度PCB廃棄物 (PCB濃度が 5,000mg/kg超 のもの) ※(汚染物等は 100,000mg/kg超 のもの)	変圧器、コンデンサー、PCB油等	中間貯蔵・環境安全事業(株) (JESCO) 東京PCB廃棄物処理施設	令和4年3月31日まで (特例処分期限日*: 令和5年3月31日)
	安定器・汚染物等	中間貯蔵・環境安全事業(株) (JESCO) 北海道PCB廃棄物処理施設	令和5年3月31日まで (特例処分期限日*: 令和6年3月31日)
低濃度PCB廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB濃度が5,000mg/kg以下のPCB廃棄物 ※(汚染物等は100,000mg/kg以下) ・微量PCB汚染廃電気機器等 	無害化処理認定施設等	令和9年3月31日まで

※ 特例処分期限日: 「特例処分期限日までに処分することが確実な場合」であって、届出を提出した場合のみ特例的に認められる処分期限。

PCBの使用年代について

●高濃度PCB使用機器について（変圧器・コンデンサー等）

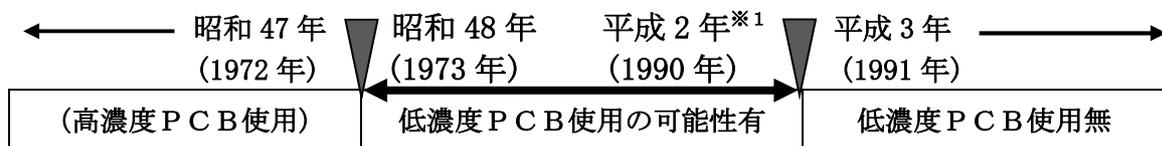
国内メーカーで昭和27年（1952年）以前及び昭和48年（1973年）以降に製造された機器については、高濃度のPCBを使用した機器はありません。



「PCB使用電気機器の取扱いについて」（通商産業省機械情報産業局電気機器課、平成12年7月）による

●低濃度PCB廃棄物について（変圧器・コンデンサー等）

PCBの使用は昭和47年（1972年）に禁止されましたが、平成2年（1990年）まで低濃度PCB含有再生油を使用した機器の製造及び絶縁油の交換がされていました。

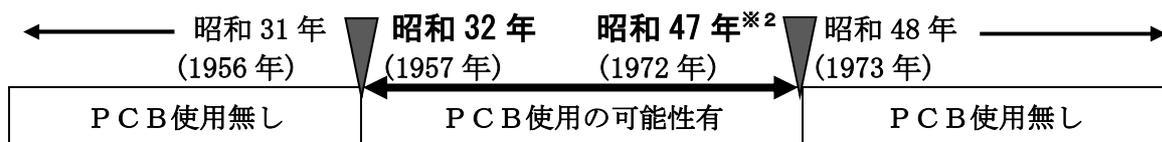


「今後のPCB廃棄物の適正処理推進について」（PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会、平成24年8月）による

※2 ただし、変圧器等の絶縁油が交換可能な機器については、平成5年（1993年）製造までPCBの検出事例があります。

●安定器について

国内メーカーで昭和31年（1956年）以前及び昭和48年（1973年）以降に製造された安定器については、PCBを使用した安定器はありません。



「業務用・施設用蛍光灯等のPCB使用安定器の事故に関する対策について」（生衛発第1798号、平成12年12月13日）による。

※2 ただし、建物については、昭和52年（1977年）3月までPCB含有安定器が使用された可能性があります。

4 廃棄物処理法の概要

廃棄物処理法では、PCB廃棄物を特別管理産業廃棄物（特定有害産業廃棄物）に規定し、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置や保管基準等を課しています。

- (1) PCB廃棄物の種類（廃棄物処理法施行令（昭和46年政令第300号）第2条の4第5項）
特別管理産業廃棄物として規定される「廃PCB等」、「PCB汚染物」、「PCB処理物」の定義及び具体例を以下に示します。

ア 廃PCB等

廃PCB及びPCBを含む廃油をいいます。

PCB原液、PCBを含む絶縁油、熱媒油、潤滑油等

イ PCB汚染物

PCBが塗布され、染み込み、付着し、もしくは封入された汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず及び工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物をいいます。

変圧器・コンデンサー、廃PCB等を封入した容器、感圧複写紙、変圧器・コンデンサー内の絶縁紙・巻き線の支持木、清掃時のウエス、使用済み保護衣類・保護具、変圧器・コンデンサー内の碍子・鉄芯・銅線・絶縁フィルム、電線の被覆剤等

ウ PCB処理物

廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために産業廃棄物処理施設（PCB廃棄物の焼却施設、分解施設、洗浄施設）で処理したもので、廃棄物処理法施行規則第1条の2第4項に適合しない燃え殻、汚泥、ばいじん、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず等をいいます。表に示すPCB含有量、溶出量等の基準を超えるものが、特別管理産業廃棄物であるPCB処理物に該当します。

廃PCB等、PCB汚染物を処分するために処理したもの

廃棄物の種類	廃棄物処理法施行規則で定める基準
廃油	0.5 mg/kg 以下
廃酸又は廃アルカリ	0.03 mg/l 以下
廃プラスチック類又は金属くず	付着していない又は封入されていないこと
陶磁器くず	付着していないこと
上記以外	0.003 mg/l 以下（溶出試験値）

- (2) 特別管理産業廃棄物の保管基準（廃棄物処理法第12条の2第2項）

PCB廃棄物の保管にあたっては、廃棄物処理法に定める基準に従って、生活環境の保全上支障のないようにしなければなりません（p.10～12 参照）。

- (3) 委託基準等 (廃棄物処理法第12条の2第5項、第6項、第7項、第14項、第12条の3)
PCB廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、都道府県知事又は政令市長の許可を受けた者に委託しなければなりません。委託にあたっては、書面により委託契約を行い、委託契約書を5年間保管しなければなりません。なお、委託しようとするPCB廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、取扱いに関する注意事項を、あらかじめ処理業者に書面により通知しなければいけません。
また、PCB廃棄物を委託する際には、産業廃棄物管理票を交付し、産業廃棄物管理票を5年間保存しなければなりません。
- (4) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 (廃棄物処理法第12条の2第8項)
PCB廃棄物を保管する事業者は、PCB廃棄物を保管する事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなければいけません (p. 18 参照)。
- (5) 投棄禁止 (廃棄物処理法第16条)
何人も、みだりに廃棄物を捨ててはいけません。
- (6) 罰則 (廃棄物処理法第25条から第33条)
廃棄物の投棄禁止違反(未遂を含む)、委託基準違反、産業廃棄物管理票の不交付や虚偽の記載等、帳簿の不備等、特別管理産業廃棄物管理責任者の未設置等にはそれぞれ罰則が科せられています (詳細は p. 74 参照)。

5 PCB特別措置法の概要

PCB廃棄物については、廃棄物処理法に従って適正に保管するだけでなく、PCB特別措置法に従って適正な措置を講じなければなりません。

(1) 定義

ア PCB廃棄物（PCB特別措置法第2条第1項）

PCB原液、PCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったものをいいます。

イ 高濃度PCB廃棄物（PCB特別措置法第2条第2項）

(ア) PCB原液

(イ) PCBを含む油のうち、油に含まれるPCBの割合が5,000mg/kgを超えるものをいいます。

(ウ) PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったもののうち、PCBを含む部分の重量に占める当該部分に含まれているPCBの割合が、廃棄物の種類の区分に応じ、次に示す基準を超えるものをいいます。

廃棄物の種類	基準値
一 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他PCBが塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもの	当該PCBを含む部分の割合 100,000mg/kg
二 廃プラスチック類のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの	当該廃棄物に付着し、又は封入されたPCBの割合 100,000 mg/kg
三 金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他PCBが付着し、又は封入された物が廃棄物となったもの	当該廃棄物に付着し、又は封入されたPCBの割合 5,000mg/kg

ウ PCB使用製品（PCB特別措置法第2条第3項）

PCB原液又はPCBを含む油若しくはPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品をいいます。

エ 高濃度PCB使用製品（PCB特別措置法第2条第4項）

(ア) PCB原液

(イ) PCBを含む油のうち、油に含まれるPCBの割合が5,000mg/kgを超えるものをいいます。

(ウ) PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された製品のうち、PCBを含む部分の重量に占める当該部分に含まれているPCBの割合が、製品の種類に応じ、次に示す基準を超えるものをいいます。

製品の種類	基準値
一 紙、木又は繊維その他PCBが塗布され、又は染み込んだ製品	当該PCBを含む部分の割合 100,000mg/kg
二 廃プラスチック類のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの	当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されたPCBの割合 100,000 mg/kg
三 金属、ガラス又は陶磁器その他PCBが付着し、又は封入された製品	当該製品に付着し、又は封入されたPCBの割合 5,000mg/kg

- オ 保管事業者（PCB特別措置法第2条第5項）
事業活動に伴ってPCB廃棄物を保管する事業者をいいます。
- カ 所有事業者（PCB特別措置法第2条第6項）
PCB使用製品を所有する事業者をいいます。

(2) 事業者の責務（PCB特別措置法第3条）

保管事業者は、そのPCB廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければいけません。

また、所有事業者は、確実に、そのPCB使用製品を廃棄し、又はそのPCB使用製品からPCBを除去するように努めなければいけません。

なお、保管事業者及び所有事業者は、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければなりません。

(3) PCBを製造した者の責務（PCB特別措置法第4条）

PCBを製造した者及びPCBが使用された製品を製造した者は、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進のために、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければなりません。

(4) 届出（PCB特別措置法第8条第1項）

事業者はPCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の保管及び処分の状況等を、都道府県知事（政令市にあっては市長）に届け出なければなりません。提出された届出書は、毎年度、公表されます。

(5) 保管場所の変更の制限（PCB特別措置法第8条第2項）

高濃度PCB廃棄物の保管場所の変更は禁止されています。ただし、高濃度PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして、次の場合はこの限りではありません。

ア 高濃度PCB廃棄物の種類に応じ、次に示す区域内において保管の場所を変更する場合

廃棄物の種類	地域
高濃度PCB廃棄物のうち次に示す廃棄物 ・PCB原液 ・PCBを含む油 ・上記の保管容器 ・変圧器 ・コンデンサー ・その他電気機械器具（ネオン変圧器及び個体の絶縁物が充填されたブッシングに該当しないものとして、3kg以上のもの）	埼玉県、千葉県、東京都 及び神奈川県
上記のもの以外の高濃度PCB廃棄物	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県

イ 届け出た保管の場所において確実かつ適正に当該高濃度PCB廃棄物を保管することができなくなったこと及び当該高濃度PCB廃棄物を確実かつ適正に保管することができる場所に保管の場所を変更することについて、環境大臣の確認を受けた場合

(6) 譲渡し及び譲受けの制限 (PCB特別措置法第17条、PCB特別措置法施行規則第26条)
PCB廃棄物の譲渡し、譲受けは禁止されています。ただし、次の場合はこの限りではありません。

ア PCB廃棄物の処理技術の試験研究又は処理施設の試運転を目的とする場合であって、都道府県知事(政令市にあつては市長)が認めた場合

イ 当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物を确实かつ適正に処理する十分な意思と能力を有する者として都道府県知事が認める者に譲り渡すか譲り受ける場合

ウ 事業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者がポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を委託する場合であつて、次に掲げる場合

(ア) 事業者がそのポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を廃棄物処理法第12条の2第5項及び第6項の規定に従つて収集運搬業者若しくは処分業者又は無害化処理認定業者に委託する場合

(イ) 収集運搬業者が、事業者から委託を受けたポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬を、処分業者が、事業者から委託を受けたポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を、それぞれ廃棄物処理法第14条の4第16項ただし書の規定に従つて委託する場合

(ウ) 処分業者が廃棄物処理法第12条第5項に規定する中間処理産業廃棄物の処理を同法第12条の2第5項及び第6項の規定に従つて収集運搬業者若しくは処分業者又は無害化処理認定業者に委託する場合

エ 収集運搬業者又は無害化処理認定業者が、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬を、処分業者又は無害化処理認定業者が、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を、それぞれ廃棄物処理法第14条の4第15項の規定に従つて受託する場合

(7) 立入検査等 (PCB特別措置法第25条)

環境大臣又は都道府県知事(政令市にあつては市長)は、PCB廃棄物の保管又は処分に関し、その職員に事業者等の事業所その他に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができます。

保管状況等について現場で確認をさせていただくことがありますので、御協力をお願いします。

(8) 罰則 (PCB特別措置法第33条から第36条)

PCB特別措置法に違反した場合には罰則の適用があります(詳細はp.74参照)。

6 保管の義務

(1) PCB廃棄物の保管基準について。(廃棄物処理法第12条の2第2項)

PCB廃棄物を含む特別管理産業廃棄物を保管している事業者には、保管体制に万全を期すため、次に示す保管の基準が適用されます。

ア 保管は、周囲に囲いが設けられている場所で行うこと。

(ア) 容易に人が立ち入ることのないようにすること。

(イ) 倉庫や保管庫など、施錠できる場所が望ましい。

イ 見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した縦横60cm以上の掲示板を設けること。

(ア) 特別管理産業廃棄物の保管の場所である旨

(イ) 保管する特別管理産業廃棄物の種類(PCB汚染物等)

(ウ) 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

ウ 保管の場所からPCBが飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないような措置を講ずること。

エ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

オ PCB廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。

カ PCB廃棄物は、容器に入れ密封すること等PCBの揮発の防止のために必要な措置及び高温にさらされないために必要な措置を講ずること。

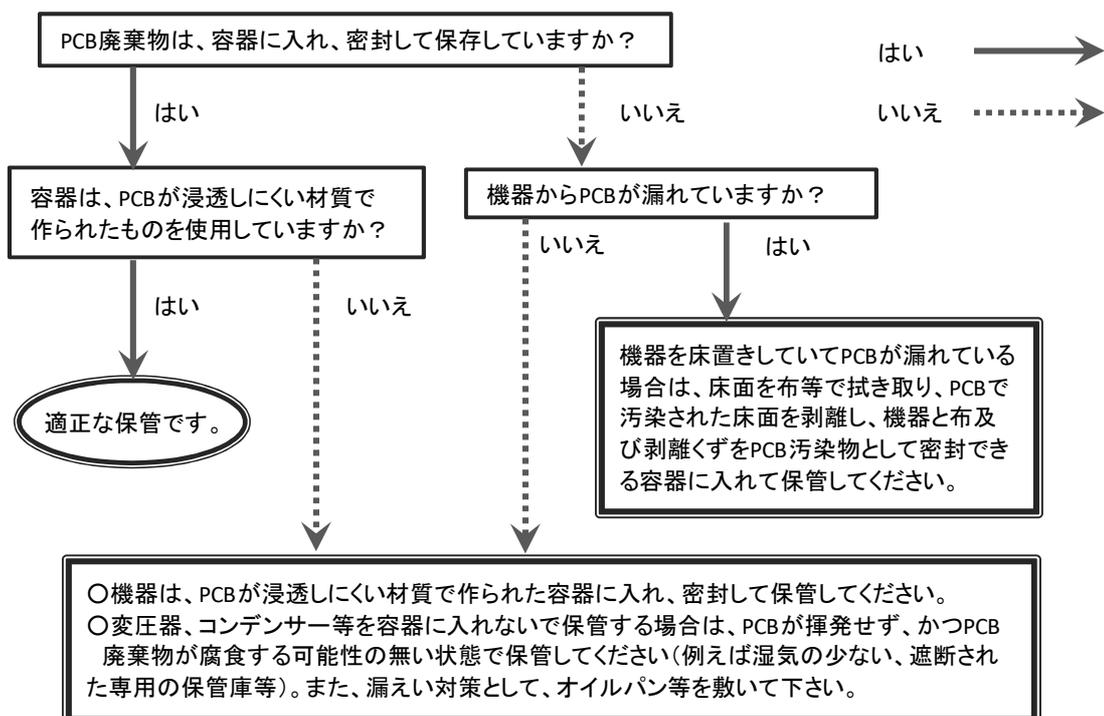
(ア) ウ、エ、オ、カを含め、ドラム缶などの密閉容器で保管することが望ましい。

(イ) ボイラー室など高温にさらされる場所は、避けたほうが望ましい。

キ PCB汚染物又はPCB処理物は、腐食の防止のために必要な措置を講ずること。

(2) 保管状況の確認について

次の図に示すような形態で定期的に保管状況を確認し、適正に保管されていない場合は、保管基準に適合するよう必要な措置を講じてください。



(3) 表示、掲示板等について（廃棄物処理法施行規則第 8 条の 1 3 第 1 項ロ）

ア 誤廃棄を防止するため、PCB 廃棄物を収容した容器には、見やすい箇所に耐久性のある材質のラベルなどを用いて、図-1 に示すような表示をしてください。

イ PCB 廃棄物の保管場所には、見やすい箇所に耐久性のある材質を使用した、縦横 60 cm 以上の図-2 に示すような表示をした掲示板を設けなければなりません。

ウ 「PCB」は、赤字で表示してください。ただし、地が赤色である場合は、この限りではありません。

エ PCB 使用電気機器の表示

誤廃棄を防止するため、使用中、使用済みに関わらず、PCB 使用電気機器には、耐久性のある材質に図-3 の表示をしたラベルを見やすい箇所に貼ってください。

※ 掲示板及びラベルの製品は、(一社)日本電気協会及び同協会各支部で販売しておりますので、お問い合わせください（問い合わせ先は p. 78）。

図-1

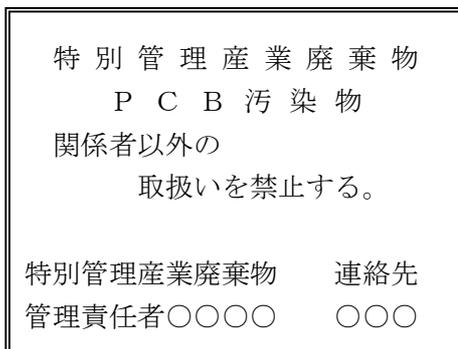


図-2

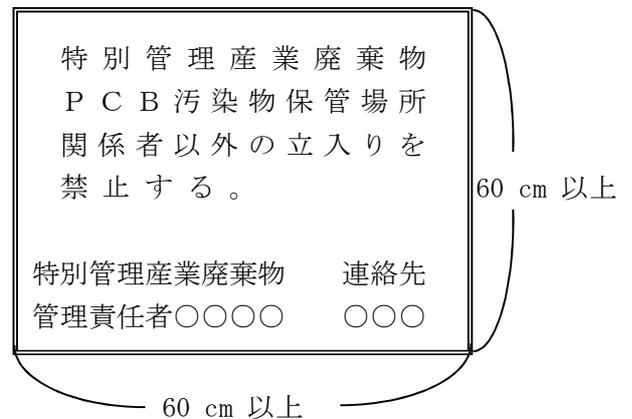
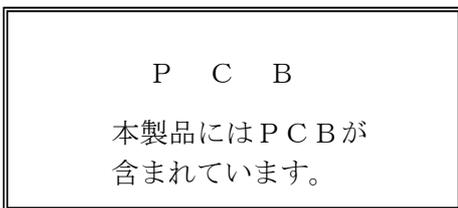


図-3



(4) 保管容器について

保管容器は、次の例を参考に廃棄物の性状・形状を勘案して選択し、PCB 特別措置法の保管状況届出書による番号を付す等、内容物が識別できるように管理してください。

ア 変圧器・コンデンサー等

飛散、流出、地下への浸透の防止措置として転倒防止措置を実施し、密封可能な保管容器に入れて保管してください。

なお、腐食していない変圧器・コンデンサー等であって、PCB が漏れ出ていない場合、密封可能な保管容器に入れずに保管することも可能ですが、次に示す措置を実施してください。

(ア) 腐食を防止するため、雨水が直接当たらない場所や、湿気の少ない場所等で保管してください。

(イ) 飛散、流出を防止するため、転倒防止措置を実施してください。

(ウ) 地下への浸透を防止するため、変圧器・コンデンサー等の下に専用トレー（オイルパン）を敷いてください。

イ 安定器等・汚染物

処理を行っている J E S C O 北海道事業所に搬入可能なオープンドラム缶又はペール缶で保管してください。なお、1 缶当たりの総重量は 500kg 以下（350kg 程度を目安）としてください。

搬入可能なオープンヘッドドラム缶又はペール缶の条件を次に示します。

- (ア) 天蓋にガスケット（パッキン）を装着し、クロージングリング（バンド）をレバー又はボルトで締めて密封可能なもの。
- (イ) 外径が 30～63cm、高さが 35～91 c m の寸法のもの。
- (ウ) 金属製のもの。

(5) 保管場所等について

保管場所は、保管基準をすべて満たす場所であることが望まれますが、諸般の事情により保管基準をすべて満たす場所がないときは、P C B が揮発しない措置及び P C B 廃棄物が腐食しない措置を講じて保管する、又は P C B が揮発しない措置を講じた後、P C B 廃棄物が腐食しない状態を保てる場所で保管するなど、より適正な保管となるよう努めてください。

また、保管場所は、点検用の通路等を確保し、定期的に P C B 廃棄物の状況が確認できるようにしてください。

7 処理委託

(1) 委託業者の選定

特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託する場合には、委託しようとする者に対し、以下の事項を文書で通知しなければなりません。（廃棄物処理法令第6条の6）

- ア 委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類
- イ 当該特別管理産業廃棄物の数量
- ウ 当該特別管理産業廃棄物の性状
- エ 当該特別管理産業廃棄物の荷姿
- オ 当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

この通知は、委託しようとする収集運搬業者又は処分業者が自社での処理が可能かどうかを判断するためのものですので、委託契約を締結する前に通知してください。

その他、次の事項を必ず確認してください。

<p>収集運搬業者の 確認事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県又は川崎市において特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可を有していること。 ・ 運搬先の間処理場あるいは最終処分場のある都道府県又は政令市における特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を有していること。 ・ 委託する廃棄物が、許可を受けている「取り扱う廃棄物の種類」に含まれていること。 ・ 環境大臣の認定を受けた者（無害化処理認定制度）の場合、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を有さないため、認定証等で確認すること。
<p>中間処理業者 若しくは 最終処分業者の 確認事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託する産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の中間処理施設あるいは最終処分場の所在地の都道府県又は政令市において、特別管理産業廃棄物処分業の許可を有すること。 ・ 委託する廃棄物が許可を受けている「取り扱う廃棄物の種類」に含まれていること。 ・ 環境大臣の認定を受けた者（無害化処理認定制度）の場合、特別管理産業廃棄物処分業の許可を有さないため、認定証等で確認すること。
<p>共通の確認事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可の条件 ・ 委託する廃棄物に適した処理方法、処理施設の種類であること。 ・ 委託量に見合う処理能力を有すること。 ・ 処分業者を選定するときには、処分を委託する廃棄物に適した処理施設であるか、また、処理施設の能力や維持管理状況を現地確認等により確認するよう努めてください。

(2) 委託契約

収集運搬業者及び処分業者の選定後、直接両者と書面による委託契約を締結しなければなりません。

委託契約書には、次の事項を記載し、許可証の写しを添付しなければなりません。ただし、低濃度PCB廃棄物の処理を無害化処理認定施設に委託する場合、特別管理産業廃棄物処分業の許可を有さないため許可証の添付は不要です。

委託契約書は、契約が終了した日から5年間保存しなければなりません。

委託契約書に記載すべき事項

共通記載事項	
委託する産業廃棄物の種類及び数量	
委託契約の有効期間	
委託者が受託者に支払う料金	
受託者の事業の範囲	
委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項に関する情報	
<ul style="list-style-type: none"> ・当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項 ・通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項 ・他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項 ・産業廃棄物が該当7品目*1の廃製品であって、日本工業規格(JIS C0950)に規定する含有マーク*2が付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項 ・委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨 ・その他当該産業廃棄物を取扱う際に注意すべき事項 ・委託契約の有効期間中に委託した産業廃棄物の前述の情報に変更があった場合の情報伝達方法 ・受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項 ・委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項 	
運搬の記載事項	処分の記載事項
<ul style="list-style-type: none"> ・運搬の最終目的地の所在地 ・積替え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる産業廃棄物の種類及び積替えのための保管上限 ・安定型産業廃棄物にあっては他の廃棄物と混合することの可否等に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・処分又は再生(以下「処分等」)の場所の所在地、処分等の方法及び処分等に係る施設の処理能力 ・最終処分以外の処分を委託するときは最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力

*1 該当7品目 パソコン、廃ユニットエアコン、廃テレビ、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機で、平成18年7月1日以降に製造されたものです。

*2 含有マーク(JIS C0950)



対象となる6物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル、ポリ臭化ジフェニルエーテル)の含有率が基準値を超えていることを表すマークです。

適正処理に必要な情報の提供方法として、環境省の「廃棄物データシート(WDS)」(参考資料に掲載)や「安全データシート(SDS)」による書面化等があります。WDSの記入例等は、環境省策定の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を参照してください。

委託契約書の例は、参考資料「産業廃棄物処理委託標準契約書」を参照してください。

(3) 再委託の禁止

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理を受託した収集運搬業者又は処分業者は、その処分を他人に委託(再委託)してはなりません。

ただし、再委託せざるを得ない場合は例外的に再委託が認められています。この場合、排出事業者は再委託を行う前に以下の事項を書面により、当初委託した収集運搬業者又は処分業者に対して再委託を承諾しておかなければなりません。

- ・ 委託した特別管理産業廃棄物の種類及び数量
- ・ 当初委託した収集運搬業者又は処分業者の氏名又は名称、住所及び許可番号
- ・ 承諾の年月日
- ・ 再委託した収集運搬業者又は処分業者の氏名又は名称、住所及び許可番号

また、委託しようとする産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物が、再委託した収集運搬業者又は処分業者の事業の範囲に含まれていることを許可証等で確認してください。

排出事業者は、書面の写しを承諾した日から5年間保存しなければなりません。

(4) マニフェストの交付、確認等

マニフェストは、排出事業者のマニフェスト交付担当者が必要な事項を正確に記載したうえで産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類ごと、運搬先（処分事業場）ごとに交付しなければなりません。

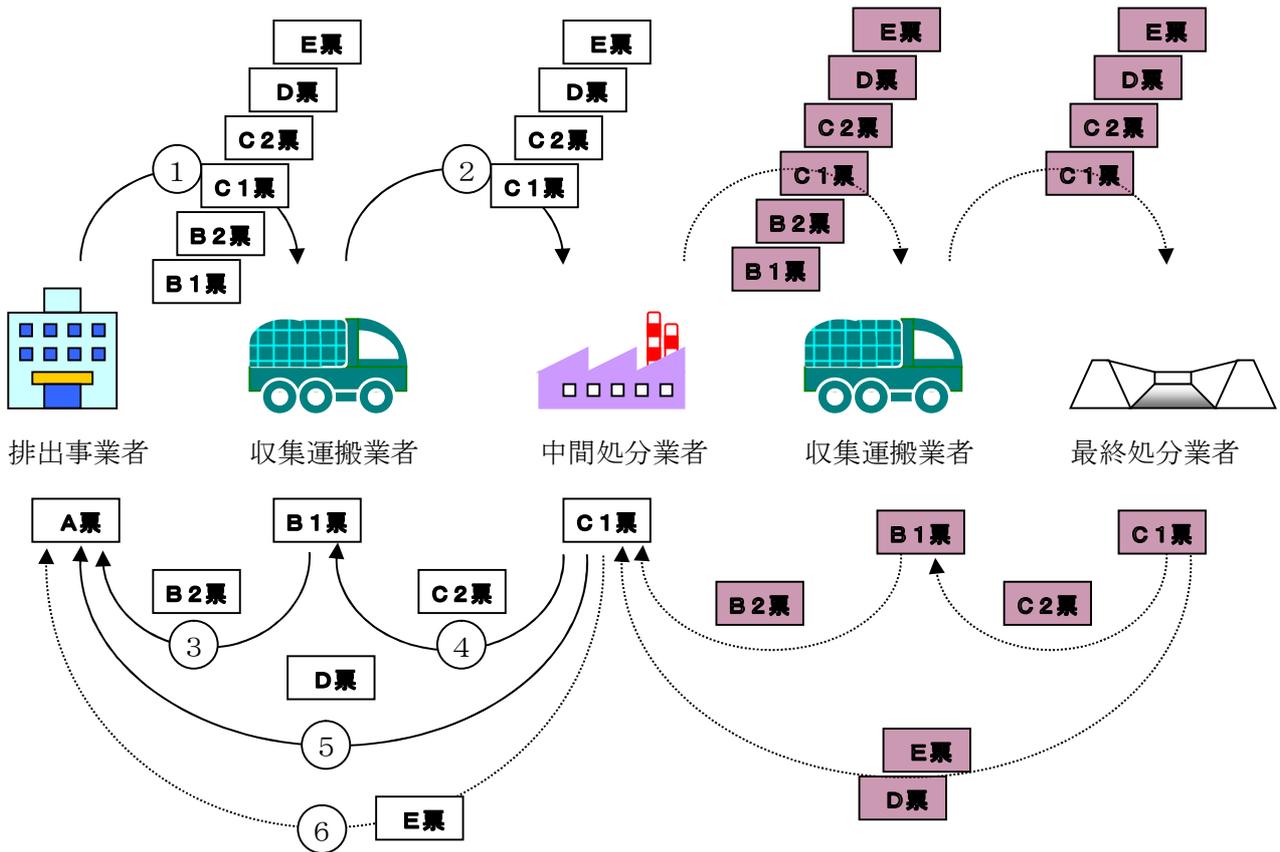
処理業者からマニフェストの写しが送付されたら、保存していた写し（A票）と照合し、委託した産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）が処分先でいつ、どのように処理されたかを確認してください（処理業者は、運搬又は処分を終了した日から10日以内にマニフェストの写しを排出事業者に送付することになっています）。排出事業者は、委託した廃棄物が最終処分まで適正に処理されたことを、マニフェストの写しにより確認しなければなりません。

マニフェストの写し（A票）及び処理業者から送付されたマニフェストの写しは5年間保存しなければなりません。

(5) 排出事業者がマニフェストに記載する事項

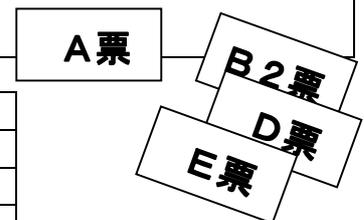
- ア 交付年月日、交付番号
- イ 委託者（排出事業者）の氏名又は名称及び住所
- ウ 排出事業場の名称及び所在地
- エ 交付担当者の氏名
- オ 受託者（運搬又は処分業者）の住所
- カ 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託したものが、産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場合の所在地
- キ 荷姿
- ク 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
- ケ 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその数量

(6) マニフェストの流れ



- | | |
|---|--|
| ① | マニフェストに必要事項を記載し、収集運搬業者に産業廃棄物の引渡しとともにマニフェスト (B 1 票、B 2 票、C 1 票、C 2 票、D 票、E 票) を交付する。
排出事業者 : A 票 (マニフェストの写し) を保管 |
| ② | 収集運搬業者はマニフェストに必要事項を記載し、中間処分業者に産業廃棄物の引渡しとともにマニフェスト (C 1 票、C 2 票、D 票、E 票) を回付する。
収集運搬業者 : B 1 票 (マニフェストの写し) を保管 |
| ③ | 収集運搬業者は運搬が終了してから 10 日以内に排出事業者にもマニフェストの写し (B 2 票) を送付する。
排出事業者 : B 2 票 (マニフェストの写し) を保管 |
| ④ | 中間処分業者はマニフェストに必要事項を記載し、中間処理が終了してから 10 日以内に収集運搬業者にマニフェストの写し (C 2 票) を送付する。
中間処分業者 : C 1 票 (マニフェスト) を保管
収集運搬業者 : C 2 票 (マニフェストの写し) を保管 |
| ⑤ | 中間処分業者はマニフェストに必要事項を記載し、中間処理が終了してから 10 日以内に排出事業者にもマニフェストの写し (D 票) を送付する。
排出事業者 : D 票 (マニフェストの写し) を保管 |
| ⑥ | 中間処分業者は当該産業廃棄物に係る最終処分が終了した旨の通知を受けた日から 10 日以内に排出事業者にもマニフェストの写し (E 票) を送付する。
排出事業者 : E 票 (マニフェストの写し) を保管 |

A 票	排出事業者の保存用
B 1 票	収集運搬業者の控え
B 2 票	収集運搬業者から排出事業者へ返送 運搬終了の確認
C 1 票	処分業者の保存用
C 2 票	処分業者から収集運搬業者へ返送 処分終了の確認
D 票	処分業者から排出事業者へ返送 処分終了の確認
E 票	処分業者から排出事業者へ返送 最終処分終了の確認



(7) マニフェストの写しが送付されてこないときの措置

産業廃棄物の運搬、処分等を委託した後、90日（特別管理産業廃棄物に係るものについては60日、最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付については180日）を過ぎても委託先の業者からマニフェストの写しが送付されない場合や、不適正に処理されたおそれがある場合には、速やかに委託した産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、必要な措置を講じなければなりません。

その後30日以内に関係する都道府県知事等に報告する義務があります。

8 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

PCB廃棄物を保管している又は保管することになった事業者は、PCB廃棄物を適正に保管・管理をするために、当該事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。

(廃棄物処理法第12条の2第8項)

(1) 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格

特別管理産業廃棄物管理責任者には、特別管理産業廃棄物の処理を適正に行う上で、高度な知識及び技術が要求されるため、次表に示すような資格を有する者でなければなりません。

また、廃棄物の適正な処理を行うため並びに廃棄物の処理の知識及び情報を得るために、特別管理産業廃棄物管理責任者は、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」(旧「厚生大臣認定特別管理産業廃棄物管理責任者講習会」)を受講するようにしてください(問い合わせ先はp.79)。

(2) 設置(変更)の報告

特別管理産業廃棄物管理責任者を設置又は変更したときは、設置又は変更から30日以内に、様式第25号により川崎市に報告してください。

(川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則第29条)

特別管理産業廃棄物管理責任者の資格(感染性廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の場合)

	環境省令で定める資格	特別管理産業廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験年数
1	2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者	必要なし
2	学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。))若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した者	2年
3	学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。))若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した者。	3年
4	学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(大正7年勅令第388号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。))若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した者	4年
5	学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校においては、土木工学。))若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した者	5年
6	学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した者	6年
7	学校教育法に基づく高等学校若しくは中等学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した者	7年
8	上記1~7以外の者	10年
9	上記1~8に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者(特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会を修了した者等)	

9 PCB廃棄物収集・運搬ガイドラインの概要

PCB廃棄物収集・運搬ガイドラインとは、PCB廃棄物の保管事業者及びPCB廃棄物の収集運搬業者が、法等に定められているPCB廃棄物の収集・運搬に係る基準等を遵守するために国が必要な技術的方法及び留意事項を具体的に示したものです。(PCB廃棄物収集・運搬ガイドラインは、高濃度PCB廃棄物を対象にしたものと、低濃度PCB廃棄物を対象にしたものとに分かれます。)

URL : <http://www.env.go.jp/recycle/poly/guideline.html>

(1) 収集・運搬

ア 基本的事項

PCB廃棄物の収集・運搬に当たっては、委託契約及び廃棄物処理法に定める処理基準に従い行わなければならない。また、保管事業者がPCB廃棄物の運搬を委託する場合には、必要事項を記載したマニフェストの交付又は電子マニフェストによる必要事項の登録をしなければなりません。

イ 表示

収集・運搬を行う場合には、廃棄物処理法の規定により、産業廃棄物を収集運搬している旨を運搬車に表示するとともに、その他関係法令の規定により、運搬車及び運搬容器に必要な表示をしてください。また、収集・運搬を行う場合には、運搬容器に「PCB」及び収集・運搬に係るPCB廃棄物の種類を表示し、運搬車に「PCB」と表示してください。

ウ 携行書類

収集・運搬を行う場合には、収集・運搬に係るPCB廃棄物の種類及び当該PCB廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を記載した文書その他必要な書類を携帯してください。

(2) 運搬容器

ア 運搬容器の基準

運搬容器に収納して行うこととし、運搬容器は次の条件を満たすものを使用してください。

- (ア) PCB廃棄物の漏洩を防止するために必要な措置（密閉できる等）が講じられていること
- (イ) 収納しやすいこと
- (ウ) 損傷しにくいこと

イ 運搬容器の試験

PCB廃棄物の運搬容器は、所要の検査に合格したものを使用してください。

ウ 運搬容器の選定

PCB廃棄物の運搬容器は、PCB廃棄物の種類、性状及び状態に応じて適切に選定してください。

エ 収集・運搬時の安全管理及び運行管理

- (ア) 安全管理体制を構築するとともに、収集・運搬における安全性を確保し、適切に収集・運搬が行われるように、収集・運搬従事者に作業内容、取扱いの留意事項を周知徹底してください。
- (イ) 収集・運搬従事者に対し、PCB廃棄物の収集・運搬についての教育を受けさせてください。
- (ウ) 収集・運搬方法及び運搬経路等必要な事項を記載した運搬計画を作成してください。
- (エ) 運搬車ごとに運行状況を把握し、運搬容器、運搬車ごとに運用、運行記録を作成してください。また、帳簿を備え、産業廃棄物の種類ごとに、廃棄物処理法に定める事項を記載してください。

オ 緊急時の対策

- (ア) 運搬車及び積替え保管施設に応急措置設備・器具を備えてください。
- (イ) 事故等緊急時における関係者への連絡体制をあらかじめ整備し、緊急時の連絡先や対処すべき事項を記載した運行記録を作成してください。
- (ウ) 緊急時は、当該マニュアルに基づき必要な応急措置、防災対策を行ってください。

10 毎年の届出と保管（使用）状況等の変更に伴う諸手続きについて

PCB廃棄物の保管事業者は、PCB特別措置法により各種の届出が義務付けられています。

届出一覧

届出事項等		届出書 (注1)	提出期限	備考
PCB廃棄物を保管しているとき		様式第一号(一) [特措法]	6月30日 (毎年)	添付資料 ・写真 ・図面 ・産業廃棄物管理票の 写し(処分した場合)
PCB使用製品を使用しているとき		様式第一号(一) [特措法]	6月30日 (毎年)	添付資料 ・写真 ・図面
PCB廃棄物又はPCB使用製品が 新たに発見されたとき		様式第一号(一) [特措法]	その都度	添付資料 ・写真 ・図面
保管場所を 変更するとき	<変更前>			
	高濃度 PCB 廃棄物 JESCO 事業エリア内	要綱様式第一号 [川崎市要綱]	変更前	添付資料 ・移動経路図 ・緊急連絡体制図 ・保管場所の図面等
	JESCO 事業エリア外	環境省に連絡をお願いいたします		
	低濃度 PCB廃棄物	要綱様式第一号 [川崎市要綱]	変更前	添付資料 ・移動経路図 ・緊急連絡体制図 ・保管場所の図面等
	<変更後> 高濃度・低濃度共通	様式第二号 [特措法]	変更から 10日以内	(注2)
すべての高濃度PCB廃棄物もしくは すべての低濃度PCB廃棄物を処 分したとき		様式第四号 [特措法]	委託した日から 20日以内	
すべてのPCB使用製品を廃棄(停 止)したとき		様式第四号 [特措法]	廃棄した日から 20日以内	
PCB廃棄物保管事業者の相続、合 併又は分割による承継があるとき		様式第七号 [特措法]		(注3)
PCB廃棄物又はPCB使用製品で ないことが判明したとき		要綱様式第五号 [川崎市要綱]	その都度	PCBが含有していない ことの確認方法を明記
火災等により損傷または損壊その 他事故が発生したとき			その都度	状況を明記
特別管理産業廃棄物管理責任者を設 置(変更)したとき		第二十五号様式 [施行細則]	設置(変更)から 30日以内	資格の証明書を添付
上記以外の変更が生じたとき		要綱様式第五号 [川崎市要綱]	その都度	
PCB廃棄物 の譲受、譲渡を 行うとき	<譲受前>	要綱様式第四号 [川崎市要綱]	譲受前	様式に記載された添付資 料を添付
	<譲受後>	様式第八号 [特措法]	譲受けた日から 30日以内	様式に記載された添付資 料を添付
PCB含有電気工作物を使用してい るとき		経済産業省関東東北産業保安監督部に連絡をお願いいたします。		

- (注1) []内は届出の根拠法令等。[特措法]ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、[川崎市要綱]ポリ塩化ビフェニル廃棄物に適正な処理の推進に関する特別措置法に係る事務処理要綱、[施行規則]川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行規則
- (注2) 移動後の都道府県（政令市）の受領印を受けた保管場所変更届出書（様式第二号）の写しを添付
- (注3) 次に示す資料を添付
- 相続の場合
- ・ 被相続人との続柄を証する書類
 - ・ 相続人の住民票の写し
 - ・ 相続人に法定代理人がいるときは、その法定代理人の住民票の写し
- 合併又は分割の場合
- ・ 合併契約書又は分割契約書の写し
 - ・ 合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりPCB廃棄物に係る事業の全部を承継した法人の定款及び登記簿の謄本

(1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（様式第一号（一）[特措法]）

前年度の保管及び処分等の状況を毎年6月30日までに報告しなければいけません。

なお、PCB特別措置法の使用中のPCB使用製品の届出対象は、「高濃度PCB使用電気工作物を除く高濃度PCB使用製品（安定器等）」となっていますが、川崎市に報告する場合、すべてのPCB使用製品の報告をお願いいたします。

また、新たにPCB廃棄物又はPCB使用製品が発見された場合、その都度、当該届出の提出をお願いいたします。

◇届出書類は正本と副本の2部（控えが必要な場合は3部）を提出してください。

◇添付書類についても2部ずつ提出してください。

（添付書類）

- ・保管（使用）中のPCB廃棄物（使用製品）が特定できる写真
- ・事業場内の保管場所の案内図（建物の場合は平面図）
- ・保管場所内の配置図
- ・処分を委託した場合、産業廃棄物管理票E票の写し

なお、写真及び図面については、前年度までに提出済みのもので前年度と変更がない場合には提出しなくてかまいません。

◇すべての使用中のPCB使用製品の報告をお願いいたします。

◇新たにPCB廃棄物又はPCB使用製品が発見された場合、その都度、当該届出の提出をお願いいたします。

* 記入方法についてはp.56～73を参照してください。

* 提出された届出書については、毎年度、一般に公表されます。

* **前年度の状況を報告いただきますので、保管中のすべてのPCB廃棄物を移動もしくは処分した次年度が最後の届出提出になります。**

(2) PCB廃棄物等の保管の場所等の移動計画書（要綱様式第一号[川崎市要綱]）

PCB廃棄物の移動は原則禁止となっていますが、JESCOの事業エリア内での移動又は低濃度PCB廃棄物の移動は、複数の事業場のものを適正管理のために一箇所に集めて保管する場合の移動、事業場の移転等でやむを得ず移動する場合等は認められます。なお、PCB廃棄物の譲受け・譲渡は一部の例外を除いて禁止されていますので、移動についても同一法人間の場合に限ります。

なお、**JESCOの事業エリア外への移動については、環境大臣の許可が必要になりますので、環境省に連絡をお願いいたします（JESCO事業場エリアはp.8を参照）。**

◇ 書類はそれぞれ1部（控えが必要な場合は2部）を提出してください。

◇ 運搬基準に従い、事業者の責任において事故のないように移動してください。

◇ PCB廃棄物の運搬については、事業者（従業員を含む。）が自ら行うか、PCB廃棄物を運搬する許可を持つ処理業者に委託してください。

◇ **事前に**日時・移動経路を記載した保管場所移動計画書を提出してください。

◇ 保管場所移動計画書には移動経路図、関係行政機関を記載した連絡体制図、移動後の保管場所の図面を添付してください。

◇ 川崎市から他都道府県（政令市）へ、又は他都道府県（政令市）から川崎市へ移動する場合には、あらかじめ他都道府県（政令市）にも手続き等について問い合わせしてください。

※ 運搬基準等の詳細については「PCB廃棄物収集・運搬ガイドラインの概要（p.19）」を参照にしてください。

(3) PCB廃棄物等の保管の場所等の変更届出書（様式第二号[特措法]）

PCB廃棄物等の保管場所を変更した場合、変更した日から10日以内に当該届出を提出しなければいけません。

川崎市から他都道府県（政令市）への変更の場合
◇ 変更日から10日以内に当該届出を川崎市及び変更後の他都県（政令市）に提出してください。
◇ 添付資料として、変更後の都道府県（政令市）の受領印を受けた当該届出の写しを添付してください（写しについては、郵送、Fax等により後から提出していただいても差し支えはありません。）。
他都道府県（政令市）から川崎市への変更の場合
◇ 変更日から10日以内に当該届出を川崎市及び変更前の他都道府県（政令市）に提出してください（添付資料は必要ありません。）。

(4) PCB廃棄物の処分終了又は高濃度PCB使用製品の廃棄終了届出書（様式第四号[特措法]）

すべての高濃度PCB廃棄物もしくはすべての低濃度PCB廃棄物の処分を完了した場合、処分を完了した日から20日以内に当該届出を提出しなければなりません。なお、「処分を完了した日」とは、自ら処分した日又は処分委託の契約を締結した日をいいます。

また、すべてのPCB使用製品を廃棄（使用を停止）した場合、廃棄した日から20日以内に当該届出を提出しなければなりません。なお、PCB特措法の届出対象は、すべての高濃度PCB使用製品を廃棄した場合となっておりますが、川崎市に報告する場合、すべての低濃度PCB使用製品を廃棄した場合も報告をお願いいたします。

なお、高濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB廃棄物を保管している事業者につきましては、すべての高濃度PCB廃棄物の処分を完了した場合、並びにすべての低濃度PCB廃棄物の処分を完了した場合に、その都度、当該届出書を提出することになります。

届出提出の例

高濃度PCB廃棄物5台、低濃度PCB廃棄物10台を保管している場合	
高濃度PCB廃棄物2台の処分を完了	届出不要
残り的高濃度PCB廃棄物3台の処分を完了 (低濃度PCB廃棄物の保管は継続)	処分委託契約書を締結した日から20日以内に届出を提出してください。
低濃度PCB廃棄物10台の処分を完了	処分委託契約書を締結した日から20日以内に届出を提出してください。

(5) 事業の承継をしたとき（様式第七号 [特措法]）

PCB廃棄物を保管する事業者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業の全部を承継した法人は、その事業者の法的地位を承継するものとされています。地位を承継した者は、その承継のあった日から30日以内に、その旨を川崎市長に届け出なければなりません。

なお、PCB廃棄物の譲受け、譲渡しはPCB特別措置法により一部の例外を除いて禁止されています。事業者の廃業、法人の解散等の際には、事前に廃棄物指導課に相談してください。

(6) PCB廃棄物ではないことが判明したとき（要綱様式第五号 [川崎市要綱]）

既にPCB廃棄物として届け出ているものが、PCBが使用されていない電気機器等であることが判明したときには、川崎市長に報告してください。届出に際しては、PCBが使用されていないことの確認を行った方法を記載し、その証明となるもの（検査結果報告書、メーカーからの回答等）を添付してください。

- (7) 火災、災害、その他事故等により損壊したとき
火災等により焼損または損壊したとき、落雷又は地震、洪水等の災害やその他事故により機器が損壊した場合には、その状況について川崎市長に報告してください。
- (8) 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置（変更）するとき（第25号様式〔施行細則〕）
特別管理産業廃棄物管理責任者を設置又は変更するときには、設置（変更）の日から30日以内に、川崎市長に報告してください（p.18参照）。
- (9) 上記以外の変更があったとき（要綱様式第五号〔川崎市要綱〕）
法人名、事業所名の変更、住居表示の変更に伴う地名、地番の変更、PCB廃棄物の製造業社名、定格、製造年等の誤報告があった場合には、その都度川崎市長に報告してください。
- (10) PCB廃棄物を譲受け・譲渡しするとき（要綱様式第四号〔川崎市要綱〕、様式第七号〔特措法〕）
PCB廃棄物の譲渡し、譲受けは原則禁止されています。（PCB特別措置法第17条）
止むを得ない理由により譲受けを行いたい場合、必ず事前に川崎市に相談してください。
- ※PCB廃棄物の処理技術の試験研究又は処理施設における試運転を目的とした譲受けの場合
- 1 事前に川崎市長に譲受計画書を提出してください。計画書には試運転計画書及び譲受契約書を添付してください。保管場所の移動が伴う場合、要綱様式第1号（PCB廃棄物移動計画書）も併せて提出してください。
 - 2 譲受後10日以内に譲受報告書を提出してください。報告書には、保管するPCB廃棄物の写真、保管場所の写真その他川崎市が必要と認める書類を川崎市長に提出してください。保管場所の移動が伴う場合、様式第2号（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業場の変更届出書）も併せて提出してください。
- ※その他PCB特別措置法施行規則第8条第4項の規定により川崎市長が認めた譲受けの場合
- 1 事前に川崎市長に譲受計画書を提出してください。計画書には譲受者の登記事項証明書又は住民票及び譲受けに係る契約書等を添付してください。保管場所の移動が伴う場合、要綱様式第1号（PCB廃棄物移動計画書）も併せて提出してください。
 - 2 譲受後10日以内に譲受報告書を提出してください。報告書には、保管するPCB廃棄物の写真、保管場所の写真その他川崎市が必要と認める書類を川崎市長に提出してください。保管場所の移動が伴う場合、様式第2号（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業場の変更届出書）も併せて提出してください。
- (11) PCB含有電気工作物を使用しているとき
現在使用中の電気機器等を分析してPCBの含有が確認されたら、電気事業法の規定により経済産業省関東東北産業保安監督部に「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書」を提出する必要があります。届出書の詳細については、経済産業省関東東北産業保安監督部に連絡をお願いいたします。

様式集

1 PCB特別措置法に基づく様式

- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）（様式第一号（一））・・・26
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管の場所等の変更届出書（様式第二号）・・・31
- ・高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管場所の変更確認申請書（様式第三号）・・・33
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書（様式第四号）・・・35
- ・高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出書（様式第五号）・・・37
- ・高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出事項の変更届出書（様式第六号）・・・39
- ・承継届出書（様式第七号）・・・40
- ・譲受け届出書（様式第八号）・・・45

2 川崎市の様式

- ・PCB廃棄物等の保管の場所等の移動計画書（要綱様式第1号）・・・49
- ・譲受け計画書（要綱様式第4号）・・・50
- ・PCB廃棄物等届出状況変更報告（要綱様式第5号）・・・51
- ・特別管理産業廃棄物管理責任者設置等報告書（様式第25号）・・・52

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

平成 年 月 日

川崎市長 殿

届出者

住所
氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

事業場番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称			
保管事業場の所在地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	処分年月日		

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は個数	総重量 (1台当たり重量×台数)		

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第二号（第十条第二項、第十一条、第二十一条及び第二十八条関係）

（表面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管の場所等の変更届出書

平成 年 月 日

川崎市長 殿

届出者
住 所
氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第10条第2項、第11条、第21条及び第28条の規定に基づき、（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所／高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所）を変更したので届け出ます。

①変更前の保管の場所又は所在の場所

事業場の名称		(特別管理産業廃棄物管理責任者／ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者)の職名及び氏名	
事業場の所在地	電話番号		
(保管の場所／ 所在の場所)			

②変更後の保管の場所又は所在の場所

事業場の名称		(特別管理産業廃棄物管理責任者／ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者)の職名及び氏名	
事業場の所在地	電話番号		
(保管の場所／ 所在の場所)			

(日本工業規格 A列4番)

(裏面)

③移動したポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	(廃棄物/製品)の種類	(廃棄物/製品)の型式等					量		濃度区分	変更年月日	変更前の事業場における番号	処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所を変更した日から10日以内に、当該変更の直前の保管又は所在の場所を管轄する都道府県知事及び変更後の保管又は所在の場所を管轄する都道府県知事に提出すること。
 - 「番号」の欄には、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器(トランス)等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること(例:不燃性油)。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管している容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を把握することができないときは、保管している容器の数(缶数等)を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称である。
 - 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
 - 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。
 - その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
 - 都道府県知事が定める部数を提出すること。

(表面)

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管場所の変更確認申請書

平成 年 月 日

環境大臣 殿

届出者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第10条第3項の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管場所の変更に係る確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

①変更前の保管の場所

事業場の名称		特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	
事業場の所在地	電話番号		
保管の場所			

②変更後の保管の場所

事業場の名称		特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	
事業場の所在地	電話番号		
保管の場所			

(日本工業規格 A列4番)

(裏面)

③移動する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		変更年月日	変更前の事業場における番号	処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量 ×台数)				

④ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき届け出た保管場所において確実に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管することができなくなった理由

- 備考
1. この申請書は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所の変更しようとするときに、環境大臣に提出すること。
 2. 「番号」の欄には、既に届け出た高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に付されている番号を記入すること。
 3. 「廃棄物の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 4. 「廃棄物の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 5. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 6. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台あたりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 7. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。
 8. 環境大臣が定める書類を添付し、所定の部数を提出すること。

（表面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書

平成 年 月 日

川崎市長 殿

届出者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第10条第2項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分／高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄）を終えたため、届け出ます。

事業場の名称			
事業場の所在地			
連絡担当者		電話番号	

(保管の場所/ 所在の場所)			
-------------------	--	--	--

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終了した場合

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	処分終了年月	処分受託者の名称	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)				

（日本工業規格 A列4番）

(裏面)

2. 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終了した場合

番号	製品の種類	製品の型式等					量		廃棄終了年月	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		

3. 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄及び処分を同時に行った場合

番号	製品の種類	製品の型式等					量		廃棄及び処分終了年月	処分受託者の名称	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)			

- 備考
1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終了した日又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終了した日から20日以内に、当該保管の場所又は所在の場所を管轄する都道府県知事に提出すること。なお、「処分を終了した日」とは、その全てのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託した日をいうものであること。
 2. 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄と同時に、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物としての処分も終了した場合には、3.に記載すること。なお、その場合にあつては、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄及び高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の終了に係る届出は、本届出をもって行われたものと解すること。
 3. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
 4. 「番号」の欄には、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器(トランス)等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること(例:不燃性油)。
 7. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管している容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であつて台数(個数)を把握することができないときは、保管している容器の数(缶数等)を単位とともに記入すること。
 8. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 9. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」又は「低濃度」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称である。
 10. 「参考事項」の欄について、保管の場所又は所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
 11. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
 12. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出書

平成 年 月 日

川崎市長 殿

届出者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第10条第3項第2号又は第18条第2項第2号の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

①特例処分期限日の適用の対象とする高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物

保管事業場の名称			
保管事業場の所在地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の 職名及び氏名		電話番号	
保管の場所			

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		処分の見込み		参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)	処分予定年月日	処分業者との調整状況	

(裏面)

②特例処分期限日の適用の対象とする高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

番号	製品の種類	製品の型式等					量		処分の見込み		参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)	処分予定年月日	処分業者との調整状況	

- 備考
- この届出書は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所を管轄する都道府県知事に提出すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、既に届け出た高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「処分予定年月日」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月日を記入すること。
 - 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。
 - 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所又は所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
 - その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
 - 都道府県知事が定める部数を提出すること。

（表面）

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出事項の変更届出書

平成 年 月 日

川崎市長 殿

届出者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第10条第4項（第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、特例処分期限日に係る届出書の記載事項に変更があったので、関係書類を添えて届け出ます。

	変更前	変更後
変更の内容		

（日本工業規格 A列4番）

承継届出書

平成 年 月 日

川崎市長 殿

届出者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第16条第2項(第19条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、(保管事業者/所有事業者)の地位を承継したので、関係書類を添えて届け出ます。

被承継人に関する事項	被承継人	(ふりがな) 氏 名 〔法人にあつては、名称 及び代表者の氏名〕		住 所	電話番号
	法定代理人	(ふりがな) 氏 名		住 所	電話番号
承継人に関する事項	承継人	(ふりがな) 氏 名 〔法人にあつては、名称 及び代表者の氏名〕		住 所	電話番号
	法定代理人	(ふりがな) 氏 名		住 所	電話番号

(第2面)

承継の年月日	平成 年 月 日
承継の原因	

備考 1. 被承継人が複数ある場合には、「被承継人に関する事項」の欄を追加して、全ての被承継人に関する事項を記入すること。

2. 法定代理人の欄には、該当する場合に記入すること。

3. 次に掲げる区分に応じ、次に定める書類を添付すること。

① 相続

イ 被相続人との続柄を証する書類

ロ 相続人の住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し。ハにおいて同じ。）

ハ 相続人に法定代理人があるときは、その法定代理人の住民票の写し

② 合併又は分割

イ 合併契約書又は分割契約書の写し

ロ 合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により保管事業者の保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物若しくは所有事業者の所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の全部若しくは一部を承継した法人の定款及び登記事項証明書

(第3面)

①承継の対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物

保管事業場の名称		特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	
保管事業場の所在地		電話番号	
保管の場所			

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり 重量×台数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等の おそれ		

(日本工業規格 A列4番)

(第4面)

②承継の対象となる高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

所在事業場の名称		ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	
所在事業場の所在地		電話番号	
所在の場所			

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は個数	総重量 (1台あたり重量×台数)		

(第5面)

- 備考 1. この届出書は、承継があった日から30日以内に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所を管轄する都道府県知事に提出すること。
2. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、承継後のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、承継後のポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 3. 「番号」の欄には、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。
 4. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 5. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 6. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
 7. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 8. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 9. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称である。
 10. 「保管の状況」として、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 11. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。
 15. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わないこと。
 16. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB 濃度△mg/kg」、「今後分祈予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
 17. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
 18. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。
 19. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
 20. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

譲受け届出書

平成 年 月 日

川崎市長 殿

届出者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第26条第2項及び第36条の規定に基づき、(ポリ塩化ビフェニル廃棄物/高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品)を譲り受けましたので、関係書類を添えて届け出ます。

譲渡者に関する事項	譲渡者	(ふりがな) 氏 名 〔法人にあつては、名称 及び代表者の氏名〕	住 所	電話番号
	譲受者	(ふりがな) 氏 名 〔法人にあつては、名称 及び代表者の氏名〕	住 所	電話番号

譲受け年月日	平成 年 月 日
--------	----------

(第2面)

①譲り受けたポリ塩化ビフェニル廃棄物

保管事業場の名称	特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	
保管事業場の所在地	電話番号	
保管の場所		

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり 重量×台数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等の おそれ		

(日本工業規格 A列4番)

(第3面)

②譲り受けた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

所在事業場の名称		ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	
所在事業場の所在地		電話番号	
保管の場所			

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は個数	総重量 (1台あたり重量×台数)		

(第4面)

- 備考 1. この届出書は、譲受けがあった日から30日以内に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所を管轄する都道府県知事に提出すること。
2. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 3. 「番号」の欄には、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。
 4. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 5. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 6. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
 7. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 8. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 9. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物である。
 10. 「保管の状況」として、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 11. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること。（例：「ドラム缶」、「なし」。）
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。
 15. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わないこと。
 16. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
 17. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
 18. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。
 19. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
 20. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

要綱様式第1号（第4条関係）

P C B 廃棄物等の保管の場所等の移動計画書					
					年 月 日
(宛先) 川崎市長					
住所					
氏名					
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)					
電話番号			担当者		
FAX 番号					
<p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に係る事務処理要綱第4条第1項の規定に基づき、(P C B 廃棄物の保管の場所/高濃度P C B 使用製品の所在の場所)を移動したいので、次のとおり移動計画を届け出ます。</p>					
移 動 の 理 由					
移 動 前	事業場の名称		電話番号		
	所在地				
	特別管理産業廃棄物管理責任者/P C B 使用製品に係る事業の管理責任者		職名		氏名
移 動 後	事業所の名称		電話番号		
	所在地				
	特別管理産業廃棄物管理責任者/P C B 使用製品に係る事業の管理責任者		職名		氏名
運 搬 予 定 年 月 日			年 月 日		
運 搬 責 任 者		所属		氏名	
		許可番号 (委託の場合)			
運 搬 車 両					
運 搬 容 器					
移動する (P C B 廃棄物/高濃度P C B 使用製品)					
番号	(廃棄物/製品) の種類	量 (台数又は容器の 数、総重量)	(廃棄物/製品)の型式等 (定格容量、製造者名、型式、 製造年月、表示記号等)	濃度 区分	参考事項
<p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 運搬経路図 (移動経路は赤で示すこと) 2 緊急連絡体制図 (関係行政機関を記載すること) 3 保管場所の構造を明らかにする図面等 					

要綱様式第4号（第15条関係）

譲 受 け 計 画 書					
					年 月 日
(宛先) 川崎市長 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">住所</div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏名</div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">(法人にあつては名称及び代表者の氏名)</div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">電話番号 担当者</div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">FAX 番号</div> <p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に係る事務処理要綱第15条第1項の規定に基づき、(PCB廃棄物/高濃度PCB使用製品)の譲受けをしたいので、次のとおり譲受計画を届け出ます。</p>					
譲 受 け の 理 由					
譲 渡 者	名 称				
	所 在 地		電話番号		
	(保管/所在) 事業場の名称				
	(保管/所在) 事業場の所在地		電話番号		
譲 受 者	名 称				
	所 在 地		電話番号		
	(保管/所在) 事業場の名称				
	(保管/所在) 事業場の所在地		電話番号		
	特別管理産業廃棄物管理責任者/PCB使用製品に係る事業の管理責任者		職名	氏名	
譲 受 け 予 定 年 月 日			年 月 日		
譲受する (PCB廃棄物/高濃度PCB使用製品)					
番号	(廃棄物/製品)の種類	量 (台数又は容器の数、総重量)	(廃棄物/製品)の型式等 (定格容量、製造者名、型式、製造年月、表示記号等)	濃度 区分	参考事項
添付書類 1 譲受けに係る契約書等 2 試運転計画書 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則 (以下「規則」という) 第26条第1項第5号による譲受けの場合) 3 譲受者の登記事項証明書又は住民票 (規則第26条第1項第6号による譲受けの場合) ※保管場所の移動が伴う場合は、要綱様式第1号 (PCB廃棄物移動計画書) の提出も併せて行うこと。					

PCB廃棄物等届出状況変更報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者

FAX 番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に係る事務処理要綱第16条第1項の規定に基づき、(PCB廃棄物の保管状況/高濃度PCB使用製品の届出状況)に変更がありましたので、変更内容を報告します。

事業場	名 称	電話番号
	所 在 地	

変更事項及び変更年月日、変更理由等（変更前の状況も含む）	年 月 日 (変更事項等)
------------------------------	------------------

PCB廃棄物の保管状況/高濃度PCB使用製品の届出状況

番号	(廃棄物/製品)の種類	量 (台数又は容器の数、総重量)	(廃棄物/製品)の型式等 (定格容量、製造者名、型式、 製造年月、表示記号等)	濃度 区分	参考事項

特別管理産業廃棄物管理責任者/PCB使用製品に係る事業の管理責任者	職 名
	氏 名

添付書類

PCB廃棄物又は高濃度PCB使用製品ではないことを証する書類(第16条第1項第2号による届出の場合)

特 別 管 理 産 業 廃 棄 物
管 理 責 任 者 設 置 等 報 告 書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

報告者

住 所

ふりがな

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者

FAX 番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第8項の規定により、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置変更したので、川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則第29条の規定により、次のとおり報告します。

事業場の名称 及び所在地	電話番号 ()
(ふりがな) 特別管理産業廃棄物 管理責任者の氏名	職名 氏名
特別管理産業廃棄物 管理責任者の資格	※
特別管理産業廃棄物 管理責任者の設置又 は変更の年月日とそ の事由(変更の場合 にあつては、前任者 の氏名を含む。)	年 月 日 (事由)
事業場において発生 又は処理する特別管 理産業廃棄物の種類	

※ 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格の取得を証する書類を添付してください。

参 考 事 項

様式第1号(1)の記入要領	・・・56
様式第1号(1)の記入例	・・・68
要綱様式第1号の記入例	・・・74
様式第2号の記入例	・・・75
罰則	・・・77
問い合わせ先	・・・78

PCB 特別措置法に基づく各届出書の記入要領

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号。以下「改正法」という。）による改正後のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「法」という。）においては、第 8 条第 1 項（法第 15 条及び第 19 条において準用する場合を含む。）に基づくポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物等の保管及び処分状況等届出書等の届出を行う必要があります。こうした届出等を行うに際しては、届出様式の「備考」の他、以下の記入要領及び様式記入例をよくお読み頂いた上で、これらに従って記入していただくようお願いいたします。

記入が適切でない場合は、修正をして頂くこととなりますので、御留意願います。

1. 各届出書等の実施時期等について

改正法等により、必要な届出等が追加されることとなったため、届出等の実施者及び実施時期を届出等の種類ごとに整理いたしました。以下の内容に留意の上、実施して下さい。

届出等の種類	届出等の実施者	実施時期
様式第 1 号 (一)	PCB 廃棄物の保管事業者又は高濃度 PCB 使用製品の所有事業者	前年度の保管等の状況について、その次年度の 4～6 月
様式第 1 号 (二)	PCB 廃棄物の処分業者	前年度の保管等の状況について、その次年度の 4～6 月
様式第 2 号	PCB 廃棄物の保管事業者又は高濃度 PCB 使用製品の所有事業者 又は PCB 廃棄物の処分業者	保管の場所又は所在の場所を変更した日から 10 日以内
様式第 3 号	高濃度 PCB 廃棄物の保管事業者	保管の場所を変更する場合
様式第 4 号	PCB 廃棄物の保管事業者又は高濃度 PCB 使用製品の所有事業者	全ての高濃度 PCB 廃棄物若しくは全てのその他の PCB 廃棄物の処分又は全ての高濃度 PCB 使用製品の廃棄が完了した日から 20 日以内

様式第 5 号	高濃度 PCB 廃棄物の保管事業者 又は高濃度 PCB 使用製品の所有 事業者	特例処分期限日の適用を受け ようとする場合（処分期間まで に限る。）
様式第 6 号	高濃度 PCB 廃棄物の保管事業者 又は高濃度 PCB 使用製品の所有 事業者	特例処分期限日の適用に関す る変更があった日から 10 日以 内
様式第 7 号	PCB 廃棄物の保管事業者又は高 濃度 PCB 使用製品の所有事業者 （地位の承継を受けた者）	承継があった日から 30 日以内
様式第 8 号	PCB 廃棄物の保管事業者又は高 濃度 PCB 使用製品の所有事業者 （譲受者）	譲り受けた日から 30 日以内

2. 各届出書等の共通の記入事項について

法に基づく各届出書等に共通の記入事項について、備考に記入のほか、下記のとおり整理しましたので、届出書等の記入にあたっては参照下さい。なお、前年度に保管等に係る届出をした場合であって、当該届出に係る PCB 廃棄物や高濃度 PCB 使用製品に PCB が含有していないことが判明した場合、新たに高濃度 PCB 廃棄物の保管や高濃度 PCB 使用製品の所有が判明した場合や、紛失した場合等には、速やかに都道府県市に届け出て下さい。

※ 改正規則による改正後のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成 13 年環境省令第 23 号）を新規則という（以下同じ）。

（1）「保管の場所」及び「所在の場所」

- ・ 保管の場所及び所在の場所の住所が、それぞれ保管事業場の所在地及び所在事業場の所在地の住所と異なる場合は、それぞれその住所を記入して下さい。同じ住所である場合は、その旨を記入して下さい。
- ・ 保管事業場の所在地及び所在事業場の所在地の住所と異なる保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して、「保管の場所」、「所在の場所」及び「参考事項」の欄にそれぞれ記入して下さい。

（2）「番号」

- ・ 1つの行に対し、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平

成 28 年度の状況を届け出る場合の例：28-001) を付して下さい。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入して下さい。

- ・ 1 台ずつ数えることができる変圧器・コンデンサー等の電気機器については、原則として 1 台（1 個）ごとに 1 つの行を使用し、整理番号を記入することとしますが、3 kg 未満の小型のコンデンサー等が 1 つの容器に多量に保管されている場合には、容器ごとに整理番号を記入することも可能です。また、同一の廃棄物の種類で、廃棄物の型式等が同一のものについても、まとめて 1 つの行に記入することが可能です。

(3) 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」

- ・ 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」には、以下の中から該当する種類を選択して記入して下さい。該当する種類がない場合には、「その他」を選択し、「その他（ ）」として、（ ）内にできる限り具体的に記入して下さい。

<種類>

- ① 変圧器（トランス）
- ② 柱上変圧器（柱上トランス）
- ③ 計器用変成器
- ④ リアクトル
- ⑤ 放電コイル
- ⑥ 整流器
- ⑦ コンデンサー（3kg 以上）
- ⑧ コンデンサー（3kg 未満）
- ⑨ サージアブソーバー
- ⑩ 蛍光灯用安定器
- ⑪ 水銀灯用安定器
- ⑫ ナトリウム灯用安定器
- ⑬ 安定器（用途不明）
- ⑭ ネオン変圧器（ネオントランス）
- ⑮ その他電気機械器具
- ⑯ OF ケーブル
- ⑰ 変圧器油（トランス油）
- ⑱ 柱上変圧器油（柱上トランス油）
- ⑲ コンデンサー油
- ⑳ 熱媒体油

- ⑳ その他 PCB を含む油
- ㉑ 感圧複写紙
- ㉒ ウェス
- ㉓ 汚泥
- ㉔ その他

(4) 「廃棄物の型式等」

- ・電気機器の場合は、機器の銘板を確認し、「定格容量」「製造者名」「型式」「製造年月」「表示記号等」を記入して下さい。
- ・「定格容量」は、数値を単位と合わせて記入して下さい。単位には、「KVA」「KW」「VA」があります。

- ・「製造者名」には、以下の中から該当する製造者名を記入して下さい。該当する製造者名がない場合には、「その他」と記入して下さい。また、「海外製」「その他」と記入した場合には、「海外製（ ）」「その他（ ）」として、（ ）内に具体的な製造者名を記入して下さい。製造者名が不明の場合は、「不明」と記入して下さい。

<変圧器・コンデンサーの製造者名>

- ① 株式会社愛知電機工作所
- ② 富士電機製造株式会社
- ③ 株式会社日立製作所
- ④ 北陸電機製造株式会社
- ⑤ 株式会社明電舎
- ⑥ 三菱電機株式会社
- ⑦ 日新電機株式会社
- ⑧ 大阪変圧器株式会社
- ⑨ 株式会社高岳製作所
- ⑩ 東光電気株式会社
- ⑪ 中国電機製造株式会社
- ⑫ マルコン電子株式会社
- ⑬ 二井蓄電器株式会社
- ⑭ 東京電器株式会社
- ⑮ 松下電器産業株式会社
- ⑯ 日本コンデンサ工業株式会社
- ⑰ 株式会社関西二井製作所

- ⑱ 株式会社指月電機製作所
- ⑲ 株式会社帝国コンデンサ製作所
- ⑳ 古河電気工業株式会社
- ㉑ 東京芝浦電気株式会社
- ㉒ 日立コンデンサ株式会社
- ㉓ 株式会社西島電機製作所
- ㉔ 海外製
- ㉕ その他

<安定器の製造者名>

- ① 岩崎電気株式会社
- ② 株式会社梅電車
- ③ NEC ライティング株式会社 (旧：新日本電気)
- ④ オーデリック (旧：オーヤマ照明／大山電機工業)
- ⑤ 株式会社共進電機製作所
- ⑥ コイズミ照明株式会社
- ⑦ 星和電機株式会社
- ⑧ 大光電機株式会社
- ⑨ ダイヘン電設機器株式会社ヘルメス機器工場 (旧：ヘルメス電機)
- ⑩ 東芝ライテック株式会社
- ⑪ 株式会社GSユアサ (旧：日本電池)
- ⑫ 株式会社光電器製作所
- ⑬ 日立アプライアンス株式会社 (旧：日立照明／日立製作所)
- ⑭ 藤井電機工業株式会社
- ⑮ 扶桑電機工業株式会社
- ⑯ パナソニック株式会社 (旧：松下電器産業／松下電工)
- ⑰ パナソニック株式会社 (旧：三洋電機)
- ⑱ 三菱電機照明株式会社 (旧：三菱電機)
- ⑲ 山田照明株式会社
- ⑳ 株式会社リード
- ㉑ 海外製
- ㉒ その他

- ・「型式」には、銘板に記載されている型式記号を記入して下さい。
- ・「製造年月」には、銘板に記載されている製造年月を記入して下さい。

- ・「表示記号等」は、PCB を使用して製造された電気機器を判別するために必要な情報を記入してもらうものです。以下の中から該当する種類を選択して記入して下さい。該当する種類がない場合には、「その他」を選択し、「その他（ ）」として、（ ）内にできる限り具体的に記入して下さい。不明の場合には、空欄として下さい。

<表示記号等>

- ① 不燃(性)油
- ② 不燃性(合成)絶縁油
- ③ シバノール
- ④ 富士シンクロール油
- ⑤ カネクロール油
- ⑥ 塩化ビフェニール
- ⑦ AF 式
- ⑧ DF 式
- ⑨ AFP 式
- ⑩ 冷却方式 LNAN
- ⑪ その他

- ・電気機器でない場合、「廃棄物の型式等」の記入は不要ですので、空欄として下さい。

(5) 「処分予定年月」

- ・「処分予定年月」は、高濃度 PCB 廃棄物の処分を他人に委託することを予定している年月を記入して下さい。低濃度 PCB 廃棄物については、記入は不要です。
- ・処分業者と調整している場合には、当該調整に係る処分予定年月を記入して下さい。ただし、処分業者と調整を終わっていない場合は、保管事業者として想定している処分予定年月を記入して下さい。

(6) 「量」

- ・「台数又は容器の数」の欄には、一台ずつ数えることができる電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管又は所有している容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入して下さい。電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管又は所有している場合であっても台数(個数)を把握することができないときは、保管又は所有している容器の数(缶

数等)を単位とともに記入して下さい。

- ・「総重量」の欄には、PCBを使用する電気機器については、1台あたりの重量に台数(個数)をかけた重量を記入して下さい。1台あたりの重量ではなく、全体としての総重量ですので、間違いのないよう、十分確認の上、記入して下さい。その他のものについては、容器込みでの重量を記入して下さい。
- ・重量はkg単位で記入して下さい。重量が不明である場合であっても、推定値を記入して下さい。

(7)「区分」

- ・「区分」には、「高濃度」「低濃度」「不明」のうち該当するものを選択して記入して下さい。
- ・「高濃度」とは、法第2条第2項に規定する高濃度PCB廃棄物又は同条第4項に規定する高濃度PCB使用製品の略称です。
- ・「低濃度」とは高濃度PCB廃棄物以外のPCB廃棄物又は高濃度PCB使用製品以外のPCB使用製品の略称であり、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物(平成18年環境省告示第98号)第2項第1号イ、同条第2号イ及び同条第3号イに該当する廃棄物も、従前どおり含まれます。
- ・電気機器がPCBを使用しているか否かについては、日本電機工業会ホームページや各電気機器メーカーのホームページ等を参照して下さい。なるべく確認を行い、なるべく正しい区分を記入して下さい。不明の場合には、「不明」と記入して下さい。

(8)「保管の状況」

- ・「容器の性状」には、PCB廃棄物を保管している容器について、以下の中から該当するものを選択して記入して下さい。該当するものがない場合には、「その他」を選択し、「その他()」として、()内にできる限り具体的に記入して下さい。なお、変圧器(トランス)やコンデンサーなどをそのまま保管している場合は、「なし」を選択して下さい。
- ・新たにPCB廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たPCB廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているPCB廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付して下さい。

<容器>

- ① なし
- ② 金属製箱
- ③ ドラム缶

- ④ ペール缶
- ⑤ 一斗缶
- ⑥ プラスチック容器
- ⑦ 段ボール箱
- ⑧ コンクリート槽
- ⑨ 屋外タンク
- ⑩ 屋内タンク
- ⑪ その他

(9) 「処分業者との調整状況」

- ・「処分業者との調整状況」には、処分業者（高濃度 PCB 廃棄物又は使用製品にあつては中間貯蔵・環境安全事業株式会社）と委託契約締結済みであればその旨と契約締結の年月を記入して下さい。低濃度 PCB 廃棄物については、記入は不要です。
- ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社に登録済みの場合には、登録番号（s, k, t, b, c, tb, tc のいずれかから始まる 9 桁の数字）も記入して下さい。

(10) 「廃棄予定年月」

- ・「廃棄予定年月」は、高濃度 PCB 使用製品を廃棄することを予定している年月を記入して下さい。低濃度 PCB 廃棄物については、記入は不要です。
- ・「廃棄」とは、PCB 使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいい、実際に廃棄物として処理することは含まれません。したがって、廃棄予定年月としては、廃棄物として処分委託する予定年月ではなく、高濃度 PCB 使用製品の使用を止め、廃棄物とする予定年月を記入して下さい。

3. 各届出書等の留意事項について

各届出書の記入方法等について、下記の点について御留意下さい。

- ・新たに PCB 廃棄物を保管することとなり、当該年度中に全ての処分を終えた場合又は新たに高濃度 PCB 使用製品を所有することとなり、当該年度中に全ての廃棄を終えた場合の手続は、別紙の通りとなります。
- ・様式第 1 号について、前年度中に掘り起こし調査により PCB 廃棄物を保管していたことが新たに判明した場合は、1. 「①前年度の 3 月 31 日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物」に必要事項を記入して下さい。・様式第 1 号について、前年度中に掘り起こし調査により PCB 使用製品を所有していたこ

とが新たに判明した場合は、２．「①前年度の３月 31 日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」に必要事項を記入して下さい。

- ・様式第 2 号の③及び様式第 3 号の③に記載されている「変更前の事業場における番号」は、「番号（既に届け出た PCB 廃棄物又は高濃度 PCB 使用製品に付されている番号）」と同義であるため、空欄で構いません。

想定される事例	当該年度の届出	次年度の届出	
I. 新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管することとなり、当該年度中に全ての処分を終えた場合 ※当該年度中に保管量全てが増加又は減少した事業場を想定。			
①掘り起こし調査等により新たに保管が判明した場合	当該年度中に保管量が増加した事業場	新法第 8 条第 1 項の届出及び第 10 条第 2 項の届出を実施	様式第一号 (一) 1. ④に記入
②保管場所の変更の場合	当該年度中に保管量が増加した事業場	新規則第 10 条第 2 項又は第 21 条による届出を行い、新法第 10 条第 2 項の届出を実施	様式第一号 (一) 1. ②及び④に記入
	当該年度中に保管量が減少した事業場	新規則第 10 条第 2 項又は第 21 条による届出を実施	様式第一号 (一) 1. ③に記入
③高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物が廃棄物になった場合	当該年度中に保管量が増加した事業場	新法第 10 条第 2 項の届出を実施	様式第一号 (一) 1. ②及び④に記入
④ポリ塩化ビフェニル使用製品が廃棄物になった場合	当該年度中に保管量が増加した事業場	新法第 10 条第 2 項の届出を実施	様式第一号 (一) 1. ②及び④に記入
⑤ポリ塩化ビフェニル廃棄物の譲受け・譲渡しの場合	当該年度中に保管量が増加した事業場	新規則第 17 条第 2 項の届出を行い、新法第 10 条第 2 項の届出を実施	様式第一号 (一) 1. ②及び④に記入
	当該年度中に保管量が減少した事業場	—	様式第一号 (一) 1. ③に記入
⑥法人の分割等により地位が承継した場合	当該年度中に保管量が増加した事業場	新規則第 16 条の届出を行い、新法第 10 条第 2 項の届出を実施	様式第一号 (一) 1. ②及び④に記入
	当該年度中に保管量が減少した事業場	—	様式第一号 (一) 1. ③に記入

Ⅱ. 新たに高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）を所有することとなり、当該年度中に全ての廃棄を終えた場合
 ※新たに高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有することとなり、当該年度中に全ての処分を終えた場合には、以下の届出に加え、Ⅰ. の届出による対応が必要になることに留意。また、当該年度中に所有量全てが増加又は減少した事業場を想定。

①掘り起こし調査等により新たに所有が判明した場合	当該年度中に所有量が増加した事業場	新法第 19 条において読み替えて準用する第 8 条及び第 10 条第 2 項の届出を実施	—
②所在場所の変更の場合	当該年度中に所有量が増加した事業場	新規則第 28 条による届出を行い、新法第 19 条において読み替えて準用する第 10 条第 2 項の届出を実施	様式第一号（一） 2. ②に記入
	当該年度中に所有量が減少した事業場	新規則第 28 条による届出を実施	様式第一号（一） 2. ③に記入
③高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の譲受け・譲渡した場合	当該年度中に所有量が増加した事業場	新規則第 36 条の届出を行い、新法第 19 条において読み替えて準用する第 10 条第 2 項の届出を実施	様式第一号（一） 2. ②に記入
	当該年度中に所有量が減少した事業場	—	様式第一号（一） 2. ③に記入
④法人の分割等により地位が承継した場合	当該年度中に所有量が増加した事業場	新規則第 35 条の届出を行い、新法第 19 条において読み替えて準用する第 10 条の届出を実施	様式第一号（一） 2. ②に記入
	当該年度中に所有量が減少した事業場	—	様式第一号（一） 2. ③に記入

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

（第1面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

平成 29 年 5 月 15 日

都道府県知事 殿
（市長）

届出者
住 所 ○○県○○市○○番○○号
氏 名 ○○工業株式会社 代表取締役 ○○ ○○
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 ○○○-×××-□□□□

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成 28 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	○○工業株式会社 △△△事業所		
保管事業場の所在地	○○県○○市○○番○○号		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	○○部▽▽課 ○○ ○○	電話番号	○○○-×××-□□□□
保管の場所	①○○市○○番○○号 ②○○市○○番□□号 （※保管事業場内で複数の住所がある場合記入）		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
13-002	コンデンサー (3kg以上)	70 KVA	日本コンデンサ工業(株)	TPB-36100R	S43.8	DF式	H30.4	2 台	120.0 kg	高濃度	なし	囲い有、掲示有	分別	なし	H28.12登録 (s000000000)	②に保管
13-003	コンデンサー (3kg以上)	100 KVA	東京芝浦電気(株)	SRTR-A3FR	S43.1	シバノール	H30.4	1 台	78.0 kg	高濃度	なし	囲い有、掲示有	分別	なし	H28.12登録 (k000000000)	②に保管

28-001	コンデンサー (3kg以上)	100 KVA	日本コン デンサ工 業(株)	TPB- 36100RI	S44.1	DF式	H30.4	1 台	85.0 kg	高濃度	なし	囲い 有、掲 示有	分別	なし	調整中	②に保管
18-001	コンデンサー (3kg未満)	不明	日本コン デンサ工 業(株)	不明	不明	不明	H32.4	1 缶	60.0 kg	高濃度	ペール 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし	調整中	②に保管
16-003	蛍光灯用安定 器	50 W	新日本電 機(株)	FRB-22SR	不明	不明	H32.4	300 台	750.0 kg	高濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし	H28.12登録 (tc000000000)	①に保管
18-003	柱上変圧器油 (柱上トラン ス油)						H30.4	30 缶	8100.0 kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし	調整中	①に保管
20-002	感圧複写紙						H32.4	10 箱	300.0 kg	不明	段ボー ル箱	囲い 有、掲 示有	分別	なし	調整中	今後分析 予定 ②に保管

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
28-001	コンデンサー (3kg以上)	100 KVA	日本コンデ ンサ工業 (株)	TPB- 36100RI	S44.1	DF式	1 台	85.0 kg	高濃度	H28.12.12	他の事業場から移動	

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物 (④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					
16-004	蛍光灯用安定器	100 W	東京芝 浦電機 (株)	FT- 423EM- 100HB	S46.1	シバ ノール	150 台	320.0 kg	高濃度	H28.6.6	他の事業場 に移動	〇〇工業株式会社××事業所 ××県××町〇〇番〇〇号	

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	処分年月日	
13-001	変圧器 (トランス)	250 KVA	東京芝 浦電気 (株)	SCTW-N	S46.5	不燃 (性)油	1 台	2,100.0 kg	高濃度			H29.1.10	中間貯蔵・環境 安全事業(株)	H29.3.3	
18-002	変圧器油 (トランス油)						10 缶	2,700.0 kg	高濃度			H29.1.10	中間貯蔵・環境 安全事業(株)	H29.3.9	
20-001	汚泥						4 缶	600.0 kg	低濃度			H28.5.10	(株)〇〇	H28.8.4	

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	〇〇工業株式会社 △△△事業所			
所在事業場の所在地	〇〇県〇〇市〇〇番〇〇号			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	〇〇部▽▽課 〇〇 〇〇		電話番号	〇〇〇-×××-□□□□
所在の場所	事業場の所在地と同じ			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
28-002	蛍光灯用安定器	40 W	星和電機(株)	41R-8-35	S47.2	不明	H30.3	登録あり (b000000000)	180 台	400.0 kg	高濃度	

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号(平成28年度の保管状況を届け出る場合の例: 28-001)を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器(トランス)等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること(例: 不燃性油)。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管している容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を把握することができないときは、保管している容器の数(缶数等)を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること(例: 「ドラム缶」、「なし」)。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

PCB廃棄物等の保管の場所等の移動計画書

平成 年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所 神奈川県川崎市川崎区〇〇〇

氏名 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号 044-XXX-XXXX 担当者 △△ △△

FAX 番号 044-XXX-XXXX

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に係る事務処理要綱第4条第1項の規定に基づき、(PCB廃棄物の保管の場所/高濃度PCB使用製品の所在の場所)を移動したいので、次のとおり移動計画を届け出ます。

移動の理由		〇〇〇事業所の閉鎖に伴い、△△△事業所で保管するため。			
移動前	事業場の名称	〇〇〇〇株式会社〇〇〇事業所 電話番号044-×××-△△△△			
	所在地	神奈川県川崎市高津区〇〇〇			
	特別管理産業廃棄物管理責任者/PCB使用製品に係る事業の管理責任者	職名 主任	氏名 □□ □□		
移動後	事業所の名称	〇〇〇〇株式会社△△△事業所 電話番号044-×××-□□□□			
	所在地	神奈川県川崎市川崎区△△△			
	特別管理産業廃棄物管理責任者/PCB使用製品に係る事業の管理責任者	職名 係長	氏名 ▽▽ ▽▽		
運搬予定年月日		平成〇〇年□□月××日			
運搬責任者		所属 □□□株式会社 氏名 〇〇 〇〇 許可番号 (委託の場合)			
運搬車両		4tユニック車 車両番号 ()			
運搬容器		漏れ防止型の金属製容器			
移動する (PCB廃棄物/高濃度PCB使用製品)					
番号	(廃棄物/製品)の種類	量 (台数又は容器の数、総重量)	(廃棄物/製品)の型式等 (定格容量、製造者名、型式、製造年月、表示記号等)	濃度区分	参考事項
⑬-1	コンデンサー (3kg以上)	1台、69kg	75kVA、指月電機製作所、THK5075CRN、S41.6、DF式	高濃度	
⑬-2	変圧器	1台、110kg	20kVA、三菱、SF、H2.10、-	低濃度	
添付書類					
1 運搬経路図 (移動経路は赤で示すこと)					
2 緊急連絡体制図 (関係行政機関を記載すること)					
3 保管場所の構造を明らかにする図面等					

様式第二号（第十条第二項、第十一条、第二十一条及び第二十八条関係）

（表面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管の場所等の変更届出書

平成 年 月 日

川崎市長 殿

届出者

住所 神奈川県川崎市川崎区〇〇〇
 氏名 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号 〇 4 4 - × × × - × × × ×

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第10条第2項、第11条、第21条及び第28条の規定に基づき、（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所／高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所）を変更したので届け出ます。

①変更前の保管の場所又は所在の場所

事業場の名称	〇〇〇〇株式会社〇〇〇事業所	(特別管理産業廃棄物管理責任者／ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者)の職名及び氏名	主任 □□ □□
事業場の所在地	神奈川県川崎市高津区〇〇〇 電話番号 〇 4 4 - × × × - △△△△		
(保管の場所／所在の場所)	※上記「事業場の所在地」と異なる場合に記入		

②変更後の保管の場所又は所在の場所

事業場の名称	〇〇〇〇株式会社△△△事業所	(特別管理産業廃棄物管理責任者／ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者)の職名及び氏名	係長 ▽▽ ▽▽
事業場の所在地	神奈川県川崎市川崎区△△△ 電話番号 〇 4 4 - × × × - □□□□		
(保管の場所／所在の場所)	※上記「事業場の所在地」と異なる場合に記入		

(日本工業規格 A列4番)

(裏面)

③移動したポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	(廃棄物/製品)の種類	(廃棄物/製品)の型式等					量		濃度区分	変更年月日	変更前の事業場における番号	処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)					
⑬-1	コンデンサー (3kg以上)	75kVA	指月電機	THK5075CRN	S41.6	DF式	1台	69kg	高濃度	平成〇〇年 □□月×× 日	⑬-1	登録あり (k00000000)	
⑬-2	変圧器	20kVA	三菱電機	SF	H2.10	—	1台	110kg	低濃度		⑬-2	—	

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所を変更した日から10日以内に、当該変更の直前の保管又は所在の場所を管轄する都道府県知事及び変更後の保管又は所在の場所を管轄する都道府県知事に提出すること。
 - 「番号」の欄には、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器(トランス)等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること(例:不燃性油)。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管している容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を把握することができないときは、保管している容器の数(缶数等)を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称である。
 - 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
 - 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。
 - その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
 - 都道府県知事が定める部数を提出すること。

罰則

1 廃棄物処理法

以下は廃棄物処理法で規定される罰則の中から PCB 廃棄物保管事業者に関連するものを抜粋したものであり、法では以下の他にも罰則が規定されています。

条文	違反行為	罰則内容
第 25 条	<ul style="list-style-type: none"> ・法に規定する措置命令に違反した者 ・許可を受けた処理業者等以外の者に処理を委託した者 ・廃棄物をみだりに捨てた者（未遂を含む） ・法の規定に違反して廃棄物を焼却した者（未遂を含む） 	5 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金、又はこれを併科
第 26 条	<ul style="list-style-type: none"> ・委託基準に違反して、廃棄物の処理を他人に委託した者 ・法に規定する改善命令に違反した者 	3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金、又はこれを併科
第 29 条	<ul style="list-style-type: none"> ・管理票を交付しないこと、又は規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして交付した者 ・送付された管理票の写しを保存しなかった者 ・情報処理センターに虚偽の登録をした者 	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
第 30 条	<ul style="list-style-type: none"> ・帳簿を備えず、記載せず、若しくは虚偽の記載をし、または保存しなかった者 ・特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなかった者 ・法に規定する報告徴収に対して、報告をしなかった者、又は虚偽の報告をした者 ・法に規定する検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者 	30 万円以下の罰金
第 32 条	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、次に掲げる違反行為をした場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) ・廃棄物をみだりに捨てること（未遂を含む） ・法の規定に違反して廃棄物を焼却した者（未遂を含む） (2) 第 25 条（上記(1)以外）、第 26 条、第 28 条から第 30 条 	行為者を罰するほか、その法人に対して以下に掲げる罰金刑、その人に対して各本条の罰金刑 <ol style="list-style-type: none"> (1) 3 億円以下の罰金 (2) 各本条の罰金

2 PCB 特別措置法

条文	違反行為	罰則内容
第 33 条	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡し、譲受け制限の規定に違反した者 ・改善命令に違反した者 	3 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金、又はこれを併科
第 34 条	<ul style="list-style-type: none"> ・保管及び処分の状況、処分・廃棄の終了、特例処分期限日の変更を届出なかった者、又は虚偽の届出をした者 ・環境省の確認を受けずに、高濃度 PCB 廃棄物の保管の場所を変更した者 ・特例処分期限日、高濃度 PCB 使用製品の廃棄の見込みについて虚偽の届出をした者 	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
第 35 条	<ul style="list-style-type: none"> ・相続、合併又は分割により事業者の地位を承継した者が、その旨を届出なかった場合 ・法に規定する報告徴収に対して、報告をしなかった者、又は虚偽の報告をした者 ・法に規定する検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者 	30 万円以下の罰金
第 36 条	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第 33 条から第 35 条の違反行為をした場合 	行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑

【川崎市役所】

- ◆PCB 廃棄物の適正管理、期限内処理に関すること
- ◆廃棄物処理法に基づく報告等、PCB 特措法に基づく届出、本手引きに基づく川崎市様式での届出等
川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第三庁舎16階
TEL 044-200-0158・0159
URL: [http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/24-1-25-1-2-0-0-0-0.html](http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/24-1-25-1-2-0-0-0-0-0.html)

【国等】

- ◆PCB 早期処理情報サイト
URL: <http://pcb-soukishori.env.go.jp/> (環境省ホームページ)
- ◆PCB 廃棄物処理について
URL: <http://www.env.go.jp/recycle/poly/> (環境省ホームページ)
- ◆使用中の PCB 含有電気工作物に関する届出について
経済産業省関東東北産業保安監督部 電力安全課 安全推進係
〒330-9715 さいたま市中央区新都心1番地1
さいたま新都心合同庁舎1号館11階
TEL048-600-0387
URL: http://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/pcb/pcb_index.html

【PCB 使用機器について】

- ◆PCB 機器処理促進について
URL: https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/pcb/index2_2.html
(経済産業省ホームページ)
- ◆PCB を含む電気機器への対応情報
URL: <http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/index.html> ((一社)日本電機工業会)
- ◆PCB 使用照明器具について
(一社)日本照明器具工業会
〒110-0016 東京都台東区台東4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル8階
TEL 03-6803-0685 URL: <http://jlma.or.jp/>

【高濃度 PCB 廃棄物処理事業者について】

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) PCB 処理営業部管理課
〒105-0014 東京都港区芝1-7-17 住友不動産芝ビル3号館
TEL 03-5765-1935 URL: <http://www.jesconet.co.jp/index.html>

【低濃度 PCB 廃棄物処理事業者について】

廃棄物処理法第15条の4の4の第1項に基づく無害化処理認定施設
URL: <http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html> (環境省ホームページ)

【その他】

◆特別管理産業廃棄物管理責任者講習会について

・講習会実施機関

(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麴町スクエア7階

TEL 03-5275-7111 URL: <http://www.jwnet.or.jp/index.html>

・講習会受付機関

各都道府県にある産業廃棄物協会（(公社) 全国産業廃棄物連合会の会員団体）

（受講する会場のある都道府県の産業廃棄物協会に直接申し込んでください。）

[神奈川県内の会場で受講する場合]

(公社) 神奈川県産業資源循環協会

〒231-0023 横浜市中区山下町1 シルクセンター

TEL 045-681-2989 URL: <http://www.p-rck.or.jp/>

令和3年6月

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理の手引き

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

TEL 044-200-0158・0159

FAX 044-200-3923